

会議録

平成30年第1回更別村議会定例会

第1日（平成30年3月12日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 平成30年度村政執行方針、平成30年度教育行政執行方針
- 第 8 承認第 1号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求める件
- 第 9 議案第 2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件
- 第10 議案第 3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件
- 第11 議案第 4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 第12 議案第 5号 更別村老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定の件
- 第13 議案第 6号 更別村営農用水給水条例を廃止する条例制定の件
- 第14 議案第 7号 更別村営農用水事業分担金徴収条例を廃止する条例制定の件
- 第15 議案第 8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第 9号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 議案第11号 更別村公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19 議案第12号 更別村簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20 議案第13号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第14号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22 議案第15号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第23 議案第16号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第24 議案第17号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第25 議案第18号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

- 第26 議案第19号 更別村歯科診療所条例の一部を改正する条例制定の件
 第27 議案第20号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 第28 議案第21号 更別村収入証紙条例の一部を改正する条例制定の件
 第29 議案第22号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件
 第30 議案第23号 更別村水洗便所改造等資金融資斡旋条例の一部を改正する条例制定の件
 第31 議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
 第32 議案第25号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件
 第33 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会 会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理 者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参 事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策 課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活 課長	宮永博和
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉 課長	安部昭彦
子育て応援 課長	新関保	診療所事 務長	酒井智寛
教育次長	川上祐明	農業委員 会事務局 長	小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	平谷雄二
書記	小野山果菜		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成30年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨日の3月11日で東日本大震災発生の日から早くも7年目となりました。被災地におかれましては、いまだに行方不明者や不自由な避難生活を余儀なくされておられる方も多数おられ、心からお見舞いを申し上げるとともに、惨禍の犠牲となられました皆様に哀悼の意を表するものであります。我が村と友好姉妹都市であります東松島市を初め、被災地の皆様の一日も早い復興を切に願うものであります。

さて、平成29年度もあとわずかとなりましたが、計画した事業もほぼ達成の運びとなり、村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力に重ねて感謝とお礼を申し上げる次第であります。また、一昨年の未曾有の自然災害発生から災害復旧、農業基盤整備事業も着実に進行しているところでありますが、今年度は生産者の高い営農技術とたゆまぬご努力の積み重ねにより、本村農業の粗生産額も史上最高となる見込みであり、改めて生産者の皆様に敬意を表するものであります。

国内経済におきましては、株価の高騰や大都市での景気回復基調との分析がなされる中、その一方で地方にはその実感がないのが実情であります。8日のTPP11協定の締結、日欧EPA、米国とのFTA交渉の行方など、北海道や本村農業に大きな被害、影響が懸念されているところであります。経済活動などの幅広い分野に大きな影響を及ぼし、かつ農林水産業に深刻な打撃を与えるばかりでなく、食料自給率の低下を招き、我が国の農業政策の根幹にかかわるゆゆしき事態であると認識を新たにしております。引き続き農業経営所得安定対策事業の拡充や財政措置、さらには農林水産業への強力で具体的な振興策、政策大綱の確実な実施、土地改良を含め、国や道を初め、関係機関に対して強く要請をしていきたいと考えております。さらには、人口減少や少子高齢化の進行のもと、人口減少の克服と地域の活性化を目指し、本村の基幹産業であります農業や商工業の振興、子育て支援や医療、教育、福祉、介護の充実により豊かで持続できる村を目指し、始まったばかりではありますけれども、地方創生への取り組みをより一層力強く推し進めていかなければなりません。今回も私の政治理念である住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村を着実に実現するための施策提案や予算編成を行い、更別村第6期総合計画の初年度の着実な一歩が踏み出せるよう、職員一丸となって全力で村政に当たってまいりたいと考

えております。

本定例会におきましては、平成30年度村政執行方針、教育行政執行方針、承認案件1件、新規条例の制定並びに改正案件25件、平成29年度の補正予算の件、平成30年度各会計新年度予算など合わせて37件の議案についてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、安村さん、2番、太田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月5日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月20日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より20日までの9日間といたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承を願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成30年1月22日月曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、幼保一元化について。

4、経過、委員5名により、調査事項について子育て応援課長の出席を求め調査を行った。

5、調査の結果、初めに、担当課長から更別村の子どもの推計、推移等6項目にわたり現状の説明を受けた。

子育て応援課が設置され、分掌事務に「就学前教育・保育に関する」としてあります。平成29年2月に調査を行った所管事務調査（社会教育について）で、更別村は幼稚園と保育園の2カ所あつての幼保一元化とするケースは他の町村で例がない等、現状は具体的な事務は進められてはいないが、今後一元化に向けて各団体等と協議し、課題を精査し、解決に向け検討するという説明がなされ、幼保一元化を図っていく考えを示してから約1年が経過しました。

このたびの説明で、保護者への説明会を2回開催し、参加者が少ない状況であったが、資料では更別地区の少子化が進む中、関係機関、地域、保護者の理解を得ながら認定こども園に移行し、就学前教育・保育の幼保一元化を図っていきたいとしているが、具体的な検討結果等の経過が見受けられず、更別村の現状と認定こども園に対する制度内容の説明にとどまっており、更別村の幼保一元化に向けた行政の課題整理、幼保一元化に向けた方向性とビジョン、目標とするタイムテーブルが示されていませんでした。

委員会で今後幼保一元化を進めていくために以下の課題・意見が挙げられた。

公立幼稚園の歴史を尊重し、公立・私立運営一本化による課題と大義。

運営経費の効率化等の検討。

こども園運営・学童運営による施設運営上の安全性の確保。

現在ある幼稚園・保育園の運営形態のメリット・デメリットの精査。

また、幼稚園と保育園の間で起きている長年の課題を解決し、協働の形をとっていくことが求められる。渡り廊下一つが壁になり、グラウンドの柵が子どもたちの交流の妨げになることは避けるべきで、この村で育つ子どもたちによりよい環境を提供するため、協力体制を構築しなければなりません。以上のような課題を整理し、明確にして子どもの未来のために行政の考えを確立していく必要がある。

子育て応援課が設置された意義は子育てにかかわる課題解決を根底から解決するもので、そのための幼保一元化を図ることが求められており、幼保一元化の目的、目標、方向性を行政が主体的に早急に策定し、行政の強いリーダーシップのもと、住民と熟議を行い、合意形成を図ることが求められる。

以上、報告いたします。

○議長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

織田産業文教常任委員長。

○織田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしましたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成30年1月25日木曜日午後1時半。

2、調査場所、更別村議会議員控室、さらべつカーフセンター。

3、調査事項、畜産クラスター事業について。

4、経過、委員5名により、調査事項について産業課長の出席を求め、現地調査においてJAさらべつ酪農部長、施設場長の協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、(1)、取り組み経過、酪農・畜産振興対策については、平成26年11月に更別村農業経営・生産対策推進会議において「更別村酪農振興対策の推進方針並びに「さらべつ和牛振興対策の推進方針」を策定、また、平成27年1月には関係機関や生産者で構成する更別村酪農・畜産クラスター協議会を設立し、酪農・肉用牛から成る「畜産クラスター計画」を策定し、振興策を推進している。

(2)、事業推進状況、①、国庫補助事業の活用状況、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業については、平成28年度に機械が8件、施設が1件、平成29年度は機械が4件となっており、また平成30・31年度について機械の要望が13件上がっている。

酪農経営対策生産性向上緊急対策事業については、平成29年度に機械で2件となっている。

②、哺育・育成牛預託施設の運営状況、平成27年11月に農事組合法人さらべつカーフセンターが19戸の参加により設立されたが、現在は離農もあり17戸の組合員で構成されている。預託施設は、平成29年8月に工事が完了、JAさらべつに引き渡しされ、9月より法人による預託牛の受け入れが開始された。1月21日現在の報告では、15戸の組合員より405頭が預けられている。

施設従業員は、正雇用3名、事務パート1名、臨時作業員1名の計5名で作業に当たっている。

以上の説明を受け、その後さらべつカーフセンターにおいて、JAさらべつ酪農部長、施設場長の説明を受けた。

哺育・預託状況については、大きな事故・病気もなく順調に管理されているが、現時点では受け入れ開始から5カ月ということもあり、一部にあきがあるところが見受けられた。今後においては、防疫対策・繁殖管理に十分な注意を払い、まだ利用されていない2戸の組合員の牛を初め、少しでも多くの牛を預けられる施設になるとともに、健全な運営が継続され、本村酪農振興対策の効果が十分に発揮されることが望まれる。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、一般行政報告につきまして口頭にて補足説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目の大雪による被害状況であります。急速に発達する低気圧が3月1日から2日にかけて北海道付近を通過し、本村においても数年に1度の規模の大雪に見舞われたところでもあります。3月1日午前6時14分、十勝南部に大雪警報が発表されたことから、更別村地域防災計画に定める第1非常配備体制をとり、情報の収集や関係機関との連絡調整を行い、被害の発生に備え、警戒に当たったところでもあります。残念ながら、家畜被害として乳牛1頭が起立不能による廃用、営農施設被害として作業機用格納庫4棟、堆肥舎2棟、牛舎2棟、いずれも全壊の被害が発生しております。被害に見舞われた皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。被害に遭われた方のうち、災害見舞金の交付の対象となる方もいらっしゃいますので、今後適切に対応させていただきたいと思っております。なお、十勝南部に発表された大雪警報は3月1日午後10時45分に解除され、同時に第1非常配備の体制も解除いたしております。

続きまして、2つ目の第6期更別村総合計画年度別実施計画、平成30年度から平成32年度についてであります。これにつきましてはさきに第6期の更別村総合計画のご承認をいただいたことによりまして、今後3年間の年度別実施計画をお示しさせていただきました。この計画の各章における3年間の項目ごとに事業内容、期間、総事業費、事業内容等の記載、さらには各章における事業費の集計と財源内容について記載をさせていただきました。お目直しをお願いするものであります。今年度については、1年目の部分について

予算計上させていただいております。

続きまして、3つ目の更別村地域防災計画につきましてであります。今年度、国の防災基本計画や北海道地域防災計画の修正、関連法の改正を踏まえ、更別村地域防災計画の改定作業を進めてまいりました。村の実情に沿った防災計画の推進を図るため、防災体制、配備、動員基準等を設定するなど、計画全般におきまして大幅に見直しを行ってまいりました。作成いたしました計画案は、1月16日開催の更別村防災会議においてご審議をいただき、決定いただいたところであります。主な改定事項は、これまで災害対策本部を設置した後、状況に応じ、第1非常配備から第2非常配備、さらに第3非常配備に移行することとしておりましたが、改定後は警報が発表され、被害の発生が予想されるときは速やかに第1非常配備とし、その後予想される被害に応じて第2非常配備、第3非常配備に移行することとし、第3非常配備となった時点で災害対策本部を設置するよう改めております。初動態勢に万全を期すとともに、状況に応じて円滑な応急活動体制への移行、災害対策本部の設置を図るものであります。また、地震発生時におきましては、震度4の地震発生で第1非常配備、震度5弱、5強の地震発生で第2非常配備、震度6以上の地震発生で第3非常配備とし、第3非常配備への移行と同時に災害対策本部を設置するよう改めております。その他、応急活動体制の見直しに伴い、非常配備に関する基準、各配備体制の動員を改め、自助、共助の取り組みによる減災の視点、自分の命はみずから守る防災教育、訓練の推進を加え、避難所における配慮に関する事項として、避難所の環境整備、避難者への配慮等を整理し、計画全般におきまして関係機関との強化、整理を行っております。なお、今回の計画改定にあわせて、これまで計画本編に記載されていた資料は別冊としておりますので、ご参照願いたいというふうに思います。

続きまして、4つ目の第4期いきいきふれあい計画（更別村障がい者福祉計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）平成30年度から平成32年度についてであります。計画期間が3年間となっております。障害者等の地域生活を支援するサービス、基盤整備作業等に係る目標の設定をさせていただきました。

続いて、5つ目の第3期更別村特定健康診査等実施計画、平成30年度から35年度につきましてであります。平成30年度から平成35年度までの6年間となっております。生活習慣病の予防を進めるため、村民の健康づくりへの意識を高め、特定健診、特定保健指導の実施率の向上のため、保険者として取り組みの目標を明確にするための指針とするものであります。

6つ目の更別村国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）も計画期間は平成30年度から35年度までの6年間となっております。被保険者の健康保持、増進及び医療費の適正化を目的に、健診、医療費データの分析を行い、効果的かつ効率的な保健事業を実施するために計画を策定したものであります。生活習慣病予防や介護予防を進めるため、健診部門、これは保健推進係であります。地域包括ケア推進部門、包括支援係であります。を中心として、医療、介護、保健、福祉が協力し合い進めていくものであります。

7つ目であります。第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、計画期間が平成30年度から平成32年度までの3年間となっております。高齢者に関する保健、福祉政策と介護保険政策を体系的に実施するため策定するものでありまして、各種事業の目標を定めるとともに、給付費を国の見える化システムで推計をして、今後3年間に徴収すべき介護保険料についても定めることとしております。

以上、口頭で補足説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 先ほど大雪による被害状況について報告がございましたけれども、大変大ざっぱな書き方で、格納庫4棟、堆肥舎2棟、牛舎2棟と書いてあるのですけれども、できればこの規模などがわかれば説明をお願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 こちらの被害に遭われた施設の面積等のことだと思っておりますけれども、村の施設でもございませんので、今施設の規模等を資料として持ち合わせている状況ではありません。後ほどご報告ということでよろしければ、後ほどご報告させていただきます。

○議 長 後ほど織田議員に報告をするということですね。

末田総務課長。

○総務課長 こちらのほうは調査しなければ面積等も今わからない状況ですので、ご報告できる範囲でご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 先ほどの第6期の総合計画の実施計画の中でちょっと確認をしたいなと思っております。

9ページと10ページなのですけれども、障がい者福祉のリラクタウン地域交流施設整備事業ということで載っていますけれども、この考え方ちょっとお聞きしたいのですけれども、先般C C R Cの計画も聞きました。これからいろんな意味で詰めていかれるのだと思うのですけれども、こういうふうにな次別に予算が確保されたということになると、予算確保のために計画を立てたということは理解できるのですけれども、このことがひとり歩きしてしまうのではないのかなということでもちょっと危惧されるわけなのです。その中には例えばグループホーム以外にも考えていくようなことも聞いておりますし、多分考えているのだろうというふうに思っています。ということになれば、このことがコンクリートではなくて、あくまでもこれからいろいろと住民の意見を聞いたり、いろんな外部からの意見を聞いたり、そういったことをしていくのだろうというふうに思っているのですけれども、村側としてはそのような考え方でいいのかどうかということもちょっと聞きたいと思っております。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 9ページの障がい者福祉、リラクタウン地域交流施設整備事業で31年度に実施設計ということで、32年度で本体建設、外構工事という部分についてだと思えますけれども、上田議員のおっしゃるとおり、予算確保、総合計画にのせない限りにおいては建設事業というのは進めていけないということで、今回このような形でのせていただきました。ただ、これは、先ほど上田議員も言ったとおり、鉄板ということではなくて、村民の皆様の意見を聞きつつ、内容をさらに精査して、もしかしたら後年次にずれるという可能性もなきにしもあらずなのですけれども、一応予算確保のために総合計画の計画としてこの中に掲載させていただいたということです。先ほど上田議員の言われた点について、より村民、また利用者等も含めて検討を進めて、どのようなものが本当に要求されているのかということを中心に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員からご指摘ありました部分でございますけれども、今後の予算措置等々については計上させていただいています。CCRCにつきましては、本予算、あるいは村瀬議員さん、その他の議員さんからもご質問等あると思えますし、その部分で全体のリラクタウンを含めた村全体のそのような構想等についてしっかりやっていきたいということもありますし、住民の皆さんの意見を聞くということで協議会の設置等々も考えております。それらの進行、あるいは意向に伴いまして、当初の目的を達成できるような部分で随時ご提案をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今更別村第7期高齢者保健福祉計画と介護保険計画のご提示がございましたけれども、ちょっと確認をさせてください。

ページ数が31ページになります。第7期の冊子のほうです。その中に、黒四角の中の3番目に更別村あんしんセンター、米印で括弧書きで平成30年度設立予定ということの運営ということで明記しておりますけれども、大変申しわけないのですけれども、その点の内容とセンターの設立に向けての内容等についてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 このあんしんセンターですけれども、成年後見制度に向けた相談事業所という形で、30年度に常設の相談員1名、嘱託職員なのですけれども、置いて成年後見等に関するものを主にやる予定でございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 あえてお聞きさせていただいたのは、別添のアンケート調査の中も含め

て実態も含めてということで、今成年後見人の関係のご説明をいただきましたけれども、実態的にはなかなか、成年後見人の部分の利用者といいますか、そういう該当者が人数的にほとんどいないような状況ということでの報告がございます。その中であえて成年後見人の関係の部分の専任者も含めてということと、多分30年の予算措置の中にもそれらしき成年後見人の予算措置もしていると思うのですけれども、私の認識が不足なのかもしれませんけれども、必要性についての実態についてどう村は把握しているのかご説明いただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 成年後見制度につきましては、民法改正により、後見、補助、保佐という形で進めていかなければならないということになります。今後高齢者が認知症等の関係で金銭等のトラブルだとか巻き込まれないよう、その前に本人の意思で後見制度を利用していただくという形で相談を受け付ける。これからどうしても認知症という形のものがふえてくると。今現在更別村でも、済みません。ちょっと資料を持ち合わせていないのですけれども、平成37年までには100人を超える認知症の高齢者が出てくるということでありまして、そのときになっていきなり慌てても遅いということで、先にそういう制度のPRですとかも含めて、これからこのあんしんセンターで実施していきたいということで、ちょっと早いのですけれども、予算措置等もさせていただいているところです。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 総合計画のほうです。総合計画の1ページのところで、2番の住宅分譲、この宅地分譲なのですけれども、事業実施が34年から35年と4年後、5年後の計画になっているのですけれども、現在更別地区、コムニが残り2区画、緑町、幼稚園の横ですか、があと3区画の5区画なのですけれども、4年間宅地分譲に手をつけない理由というか、それも聞かせていただきたいですし、あと村長が進める政策の中で人口や若い人たちの力という割にはそういったところに力が入っていないという気がします。その辺の理由もお聞かせいただきたいのと、あとなかなか民間が持っている土地を、あいている土地を利用して、売ってもらってという考えもあると思うのですけれども、そういったところは考え方、根本的に土地のある人は売ろうと思っははいないという人がほとんどの現実の中で、どうしたら売れるのかということも、もしかその辺の整理できていましたら説明願いたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 宅地分譲整備事業の件なのですけれども、まずこの実施計画自体が総合計画、6期の10カ年分を策定するに当たりまして、10カ年分で整理しました実施計画をもとに、今回の3カ年の計画につきましては平成30年度の予算編成、それに当たりまして事業内容と予算額を精査したものであるということでもまずご理解いただければというふうに思っております。ということで、31、32年度につきましては以前にお示ししたものと大きな変更

はない中で、このような形となっております。太田議員おっしゃるように、宅地分譲の残りの分譲地というのが非常に少なくなってきておまして、担当としましてもそちらについては早急に検討していきたいというふうに考えております。そういった場合、場所が決まらないと何年に予算幾らというようなことになってきませんので、そういった場合には前倒し等も考えながら、またご提案させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長のほうから説明申し上げましたけれども、夢大地の諮問のときと同じようなご指摘を受けました。私としては、今進めている総合戦略、あるいは策定しました第6期の総合計画、そういうような部分も含めまして人口減少に対するこれについての対応、あるいは今ご指摘ありましたように、宅地については現状としてはこれからそういう施策を進めていく場合にとってこれは検討していかなければならないということを十分認識しております。民間等を含めまして、今後今申し上げましたとお前倒しで検討させていただくということも含めまして、そういう認識で私自身もおりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたしますというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了いたします。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、午前10時55分まで休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 平成30年度村政執行方針、平成30年度教育行政執行方針

○議 長 日程第7、村政執行方針並びに教育行政執行方針について説明の申し出がありました。これを許します。

西山村長。

○村 長 平成30年第1回更別村議会定例会にあたりまして平成30年度の村政執行の基本的な方針と施策の一端を申し上げ、村議会議員並びに、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が目指してきましたまちづくり「子どもからお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」の実現に向け、これまで様々なことに全力で取り組んで参りました。

村政の舵取りという重責を担わせていただき、早3年が経過しようとしております。これからの1年は私に託された任期の集大成として、公約に掲げます各種施策の達成に向け力を注いでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、基幹産業である農業におきましては、一昨年の台風被害等の影響が非常に心配されましたが、生産者の皆様の高い営農技術と、関係各位のたゆまぬ努力により、史上最高の粗生産額となり安堵したところであります。また全国和牛共進会での上位入賞やJAさらべつによる哺育・育成牛預託施設の完成など、明るい話題が多い一方で、十勝管内で9例目となるジャガイモシストセンチュウの発生があり、今後の蔓延防止に向けた対策が必要な状況となっております。

市街地におきましては飲食店等の新たな事業所がオープンするとともに、障がい者就労支援施設が4月のオープンに向けて準備を進めており、「賑わいの創出」につながるよう期待するところであります。

また、昨年4月に開校した「十勝さらべつ熱中小学校」では、新たな学びや異業種交流の場として、全国各地から講師や生徒、研究者などが訪れており、本村の活性化や経済効果に波及しています。現在、宿泊施設やカフェ等の整備を進めており、事業の継続に向けた取り組みを推進してまいります。

一方、日本国内に目を向けますと、経済面での景気は回復基調、家計部門においても緩やかな回復がみられており、道内においても個人消費の回復に伴い緩やかに持ち直しているとされておりますが、地方には十分な実感を持ってないのが実態であるというふうに思っております。

このような中、TPP11協定の締結や日欧EPAあるいは2国間のFTAにより、一次産業や地域経済など幅広い分野への影響が懸念されるとともに、地方においては交付税の削減や、国庫補助金、自治体の基金の見直しの厳しい動きなど、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

地方を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、本年は「第6期更別村総合計画」のスタートとなる年であります。計画のテーマとして掲げた「住みたい 住み続けたいま

ち ともにつくろう みんなの夢大地」の実現に向け、住民の皆様とともに着実な第一歩を踏み出し、村政に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

なお、各種施策の推進につきましては、基本計画で示す基本目標ごとの分野を中心に述べさせていただきますというふうに思います。

1つ目の便利に生活できるまちづくりであります。総合計画の基本計画第1章に示す基本目標「便利に生活できるまちづくり」に向けて、次の施策を推進するものであります。

「土地利用」関連では

更別市街地の土地利用については、「更別村市街地活性化実施計画」を基に、花いっぱい活動などを継続し、街なか交流館ma・na・caと、大型遊具などの利用者でにぎわう農村公園との連携、宿泊施設などの完成が間近となっている「十勝さらべつ熱中小学校」の取り組みも併せて、関係機関・団体などのご協力を得ながら、集客や交流人口・関係人口の増加を目指すとともに、市街地のにぎわいの創出を進めてまいります。

また、上更別市街地については、この4月からスタートする認定こども園、並びに運動広場の整備により、子育て拠点の確立並びに地域の振興に結び付く環境整備と、既存の協働店舗の継続的な運営支援を進めてまいります。

「住宅・宅地」関連では

定住化対策として、多様なニーズに応えるため、引き続き「コムニ団地」と「幼稚園前宅地分譲」を進めるとともに、新たな宅地分譲地の検討を進めてまいります。また、民間分譲の「オークヴィレッジ」と連携を継続するとともに、空き地空き家バンクを積極的に活用し、定住化の促進に努めてまいります。

また、持ち家住宅建設の促進と市街地空洞化対策として、住宅建設・改修等への支援を継続して進めてまいります。

賃貸住宅につきましては、「更別村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した曙団地公営住宅の計画的な改築、改修を推進してまいります。

「上水道」関連では

上水道施設の保全と安定した水の供給を図るため、適正な維持管理に努めるとともに、健全運営を図ることから簡易水道と営農用水を統合し、企業会計の導入と経営戦略策定に取り組みます。

「排水処理」関連では

公共下水道及び集落排水施設につきましては、衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、適正管理に努めるとともに、施設の長寿命化に向けた改修計画に取り組みます。

個別排水処理施設につきましては、農村部の水洗化推進を目的に、住宅建設助成と併せて事業を推進してまいります。

また、健全運営を図ることから企業会計の導入と経営戦略策定に取り組んでまいります。

「道路」関連では

村道につきましては、現在212路線を維持管理しております。道路整備は産業振興を展開

する上での基盤となることから、計画的な改修、整備を進めてまいります。

橋りょうにつきましては、安全と維持を図るため、点検調査と計画的な改修を進め、橋の長寿命化を図ります。

国道につきましては更別橋の拡幅等を、道道につきましては交通安全対策として、道道更南更別停車場線の歩道設置等を、引き続き強く要望してまいります。

「情報通信」関連では

十勝さらべつ熱中小学校の活動が起点となり、高度な情報技術の活用による研究が、農業分野を中心に進められており、将来的な本村農業の発展や人材育成に結びつくよう、研究の前進に向けた環境整備に努めてまいります。

以下、主な事業はお目通しをお願いするものであります。

続きまして、大きな2の産業が元気なまちづくりについてであります。総合計画の基本計画第2章に示す基本目標「産業が元気なまちづくり」に向けて、次の施策を推進いたします。

「農業」関連では

昨年は、一昨年の連続台風の影響が残る中、8月以降の低温の影響も心配しておりましたが、結果的には史上最高となる農業粗生産額となり、本村農業の底力をあらためて実感したところであるとともに生産者の皆様のご努力に敬意を表するところであります。引き続き河川改修等の排水対策や「道営畑地帯総合整備事業」による農地基盤整備を進めてまいります。

経済のグローバル化に伴い、国では本村農業にも大きな影響を及ぼす懸念のある諸外国との経済連携協定等の検討が進められております。

こうした中で本村の基幹産業である農業を、安定的に持続させるため農業者はもとより関係機関との連携をこれまで以上に強化し、次代を担う後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業となるよう各種の対策を推進し、「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指してまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」において、南14線排水路の整備及び有害鳥獣被害防止に係る防護柵の設置を進めるとともに、堆肥投入助成の「土づくり推進事業」を継続実施するほか、良質な自給飼料の確保対策として自力草地更新事業をはじめとする「畜産クラスター事業」を継続的に実施してまいります。

また、風水害を防ぐため耕地防風林等造成への支援を継続するとともに、1級河川改修の促進について、河川管理者等への要請を進めてまいります。

村営牧場につきましては、預託頭数の減少により厳しい運営状況が見込まれているところではありますが、さらなる経費の節減に努めつつ酪農・畜産経営の支援を図ってまいります。

担い手の育成対策としては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが中心

となって農業後継者の育成支援を図るほか、新規就農者の受け入れ体制の整備を進め、担い手の確保に努めてまいります。また、引き続き担い手推進員を配置し、相談窓口の開設や民間イベントを積極的に活用した農業者のパートナー対策を推進してまいります。

農畜産物の付加価値の向上を図るため、JAさらべつや更別農業高等学校、エア・ウォーター十勝食品などと連携し、農畜産物を対象とした加工品の研究開発を継続するとともに、更別産農畜産物の「安全・安心」を広くPRするほか、地産地消を推進し、農産物の消費拡大に取り組んでまいります。

また、平成27年度から全村的に取り組まれています「多面的機能支払交付金事業」による農村環境の改善に引き続き取り組んでまいります。

「林業」関連では

森林の持つ防風・防霧、環境緑化、自然保護などの多面的な機能を持続的に発揮させるために、村有林や一般民有林の計画的な森林施業の推進を進めるとともに、伐採跡地への再造林を促進するため「未来につなぐ森づくり推進事業」を継続し森林の保全に努めてまいります。

「商工業」関連では

交通網の整備等による生活圏の拡大に伴う近隣への大型店の進出や消費者ニーズの多様化等、その環境は、年々厳しさを増していることから、地域の雇用を担うほか地域コミュニティ形成の場としても重要な役割を担う商工業の持続的な発展を図るため平成29年度に制定した「更別村中小企業振興条例」に基づき積極的に施策を進めてまいります。

既存事業者の新たな事業展開等や新規開業者への支援を行うため「ふるさと創生基金事業」を継続して実施するとともに、「中小企業利子補給事業」により経営の基盤強化を図るほか、消費者の購買意欲を喚起しつつ地元購買を推進する「商工業活性化事業」を継続して実施してまいります。

また、更別街なか交流館ma・na・caにつきましては、更別市街の賑わいの創出に大きく貢献していただいているところでありますし、引き続き利用促進に努めてまいります。

「観光」関連では

本村にあるサーキット場を始めオートキャンプ場やパークゴルフ場、すももの里、霧氷の撮影スポットなど自然の中で楽しめる観光の場や新たな交流の場として注目されている農村公園大型遊具などの地域資源を活用した本村ならではの観光を振興するために、ホームページの活用のほか、民間事業者や観光協会とも連携し、地域おこし協力隊も含めアイデアを出し合い情報発信に努め、本村の知名度向上につなげてまいります。

本村唯一の滞在型観光施設であるさらべつカントリーパークの魅力アップを図るため、トレーラーハウスの更新に引き続き憩いの広場の溪流施設の改修を行うほか、地域の活性化を始め特産品のPRや交流の機会として、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントについて支援をしてまいります。

「起業支援、雇用創出」関連では

意欲ある人材や異業種間の交流などから生じる新たな取り組みから、起業や新規ビジネスへの発展に向けて、地域創造複合施設の活用など、様々な角度から支援してまいります。

雇用対策につきましては、新卒者の就職状況において改善の兆しが見られていますが、その半面、多様な就労環境を求める者とのアンマッチによる人材不足が新たな課題となっておりますことから、積極的な雇用対策が必要であり、深刻化しつつある企業等の人手不足を解消するため、新たに無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業の結び付けを行うほか、「更別村地元雇用促進事業」の継続実施による雇用支援を行ってまいりたいと考えております。

主な事業としましては、以下のとおりお示しさせていただいております。お目通しをお願いできればというふうに思います。

大きな3番目ですが、心身の健康を支えるまちづくりであります。

総合計画の基本計画第3章に示す基本目標「心身の健康を支えるまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「健康づくり、保健」関連では

心身ともに健やかに暮らせる健康づくり、疾病の早期発見や生活習慣病の予防を進めるとともに、医療費の抑制に資するため、特定健康診査と併せて、若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行ってまいります。

国保データベースシステムの解析によると、本村は糖尿病予備群が多数存在するとの結果が出ております。糖尿病と歯周病には密接な関係があることから、その予防を推進するために、平成30年度より総合健診に歯科検診を取り入れ、積極的にPRし受診率の向上に努めます。

また、乳幼児に対する各種予防接種を積極的に推進するとともに、全村民に対するインフルエンザ予防接種の推進により、村民の健康を守り医療費の抑制に努めます。

平成25年度策定の「第2次どんどん元気さらべつ」の10か年計画に沿って、村民の健康づくりへの意識を高め、引き続き各種保健事業や健康の維持・増進への支援を行ってまいります。

「地域医療」関連では

診療所では、医療法人 北海道家庭医療学センターとの医療提携により、医師4名及び作業療法士1名の派遣を受け、診療所運営を行っております。

安定した医療の確保のために、引き続き医療サービスの向上や疾病の予防・指導に努め、乳幼児からお年寄りまで、広く村民に信頼される診療所づくりを目指すことからセンターとの医療提携を継続してまいります。

また、地域医療の充実・発展のため、地域医療を支える医師の養成に資するべく、医師や学生の研修受入に積極的な支援を行ってまいります。

既に始まっている「超高齢社会」への対応として、本村においても、誘致した訪問看護

ステーションと連携した訪問看護事業等により、地域包括ケアシステムの中で医療分野における役割を果たすよう努めてまいります。

「地域福祉」関連では

安心して暮らせるまちづくりの実現には、本村の地域課題を全村民で共有し、支えあい助け合うという共通認識をもって解決していかなければなりません。

今後も総合的な視点から、地域福祉を一層推進するために、社会福祉協議会、民間福祉法人や各種団体との連携を深め、地域福祉を担うボランティアなどの人材育成に取り組んでまいります。また、民生委員・児童委員による高齢者などの世帯に対する訪問活動や相談支援、事業者との連携によるSOSネットワークの構築や見守り協定の締結など、村と関係機関の協働により、村民一人ひとりが住みなれた更別村で自分らしく暮らすことができ、皆が支えあう社会の構築を進めてまいります。

「高齢者福祉」関連では

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、高齢化率は現在の29%から34%まで上昇することが見込まれ、介護や支援を要する方や認知症の方の増加、それに伴う介護給付費の増大が予測されます。併せて、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加や人間関係の希薄化等による支えあい機能の低下、在宅での介護・療養ニーズの高まり等への対応が喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、平成37年（2025年）を見据えた計画として、本年3月に「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・介護を必要とする状態になったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、村民、事業者との有機的連携・協働により地域ごとに「医療」、「介護」、「住まい」、「介護予防」、「生活支援」を一体的に提供できる体制である「地域包括ケアシステム」を深化・発展させるとともに、地域共生の社会づくりを推進いたします。

「障がい者福祉」関連では

健康相談や乳幼児健診において障がいの早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）及び本年3月に策定した「第4期いきいきふれあい計画」に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むための相談支援の充実、日中活動や移動支援等の地域生活支援事業の取り組みを進めるとともに、誘致しました就労移行支援・就労継続支援B型施設を運営する民間法人や関係機関、民間団体と連携し、障害者の就労支援などに取り組んでまいります。

さらに、障がい者差別解消法の理念に基づき相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげてまいります。

「社会保障」関連では

本村における国民健康保険の一人あたりの療養諸費は、全道でも有数の低さであります

が、国保・後期高齢者の医療給付費、介護給付費を含め年々増加している状況にあります。

引き続き、各種健診事業の受診率の向上を目指し、早期発見、早期治療を基本とし、必要な医療を受けることで、医療給付費、介護給付費の抑制に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本年4月からは国民健康保険法の改正により、国保の財政運営主体が市町村単位から全道単位となり、市町村が抱える医療費増加によるリスクを全道で分担するとともに、道では、市町村間で大きな差がある保険料水準の平準化を目指すこととしております。このたびの制度改正が円滑に進み、今後も本村の国民健康保険を安定的に運営できるよう道とも連携しながら対応してまいりたいと思います。

主な事業としては、以下に掲げたとおりであります。お目直しをお願いします。

大きな4番目、環境を守り安心して生活できるまちづくりであります。

総合計画の基本計画第4章に示す基本目標「環境を守り安心して生活できるまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「防災」関連では

平成29年度において、国の「防災基本計画」や北海道の「北海道地域防災計画」の修正、関連法の改正を踏まえ、更別村地域防災計画を改訂し、村の実情に沿った防災対策の推進を図るため、防災体制、配備動員基準等を見直しました。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限に留めるよう努めてまいります。

「消防、救急」関連では

火災等の災害から村民の生命と財産を守るため、広域消防のメリットを活かした訓練・研修に努め、迅速で確実な消防体制の確立を図るとともに、消防団員の防火装備品を更新し、安全確保の充実と活動範囲の拡大を目指します。

また、昨年更新した高規格救急自動車の特性を活かし、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

「交通安全、防犯」関連では

帯広広尾自動車道、国道236号線など、交通網の整備に伴い市街地と周辺の交通量は増加傾向となっており、一層の交通安全の啓発推進が必要であります。

関係機関・団体等の協力を得ながら、継続的な街頭指導を行うとともに、子どもたちや高齢者の交通安全教室の開催や講習等の啓発活動を実施してまいります。

小学校や中学校の通学路の安全確保については、生活安全推進協議会が中心となり、関係機関と連携して「通学路の合同点検」を実施し、児童や生徒が安全に通学できるよう取り組んでまいります。

また、犯罪のない社会づくりを目指し、防犯意識の啓発、イベント時や歳末における防

犯巡回指導を実施してまいります。

「環境美化、ごみの減量化」関連では

環境美化推進協議会との連携により「クリーン作戦」や「花いっぱい運動」を実施し、本村の景観保全・環境美化に努めてまいります。またごみの分別や資源物のリサイクルを推進するなど、清潔で美しい村づくりの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

「環境共生、火葬場・墓地」関連では

「第4期 更別村地球温暖化対策実行計画」、「更別村地域新エネルギービジョン」に基づき、地球環境に配慮したクリーンな村づくりを推進するため、新エネルギーの促進や省エネ対策の推進、住宅用・事業所用の太陽光発電システムの導入支援を継続して進めてまいります。

火葬場・墓地につきましては、適正な維持管理と環境美化に努め、今後も計画的に整備を行ってまいります。

主な事業としては、お目直しをお願いするものであります。

大きな5番目、人が育つまちづくり。

総合計画の基本計画第5章に示す基本目標「人が育つまちづくり」に向けて、次の施策を推進するものであります。

新たな総合教育大綱に基づき、教育委員会と総合教育会議で協議・調整しながら教育行政の更なる充実に努めてまいります。

住民の自主的な社会教育活動を推進し、学校・家庭・地域の連携により、村全体で子供を育むための体制の構築を図るとともに、学校校舎や体育施設などの教育環境の整備を計画的に進めてまいります。

また、更別農業高等学校につきましては、高等教育の推進と、地域を活性化させる役割において、地域に必要な学校であり、引き続き、生徒が入学したいと思えるような学校づくりに向け、積極的な支援を行うとともに、必要とされる施設整備に対する要望を関係機関の協力を得ながら要請してまいります。

なお、教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

「子育て支援」関連では

村が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めた「更別村子ども・子育て支援計画」の策定及び推進を担う更別村子育て委員会について、より一層、各分野の幅広い意見等を反映するため体制の充実に図り、懸案事項である学童保育所を含めた放課後の子どもの居場所づくりなど、子育て環境の充実に努めてまいります。

4月には、上更別地域の子育て支援の拠点施設、認定こども園上更別幼稚園が開園、引き続き子育て環境の充実に図ってまいります。

更別地区の「認定こども園」への移行は、保護者や地域の方々との意見交換の場を設けるなど、幼保一元化に向けスムーズに移行できる環境づくりに努めてまいります。

子どもを安心して産み育てられる子育て支援環境づくりのため、子育て応援課の設置や多子世帯への給食費補助や保育料軽減などを進めてきましたが、子育て支援の総仕上げとして、これまでの母子保健事業を更に充実させ、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援体制を構築することを目的に、必要な情報を共有し、関係機関とのコーディネート機能を持つ「子育て世代包括支援センター（さらべつ版ネウボラ）」を子育て応援課に設置、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

「国内外交流」関連では

友好姉妹都市である東松島市との交流は、どんぐり子ども交流をはじめとする各種事業の継続により、民間の自主的な交流に発展しており、今後もお互いの友情を深めるため事業を推進してまいります。また、国内外の様々な分野における交流の機会を広げ、交流人口の拡大に努めてまいります。

主な事業につきましては、お目直しをお願いするものであります。

大きな6番であります。知恵を出し合うまちづくり。

総合計画の基本計画第6章に示す基本目標「知恵を出し合うまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「情報発信、移住促進」関連では

自然環境や暮らしやすさなど、本村の魅力やイメージを積極的に発信するとともに、移住や生活体験を希望する方への支援の充実に努めてまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関連では

住民と行政が力を合わせてまちづくりを行う「協働」について、住民の自発的な活動をさらに広げるため、住民協働パートナー事業並びに協働のまちづくり事業を引き続き推進してまいります。

また、開校から1年を迎えようとする「十勝さらべつ熱中小学校」の活用と幅広い住民の参加促進に努め、将来のまちづくりを担う人材の育成に結びつくよう、運営を推進してまいります。

本村の特色ある観光施設の磨き上げや新たな観光資源の発掘等により、交流人口の増加を図るため、調査委託を行い、本村におけるブランディング戦略の構築と人材育成に取り組んでまいります。

加えて、本村の将来を見据えた時に、医療や福祉、移住などの多様な分野を横断した取り組みとして、国において推進する「生涯活躍のまちづくり（CCRC）」への取り組みが必要となってまいります。本村においては、保健・医療・福祉と住宅環境を形成する福祉の里のエリアと、隣接するリラクタウン構想のエリアを中心に、地方創生推進交付金の活用により調査委託を実施し、CCRC基本構想の策定について検討を進めて参ります。

「青年、男女共同参画」関連では

結婚を希望する若い世代の方が、相談しやすい体制づくりや意識の向上につながるような支援を進めるとともに、行政と住民・団体の協働により、出会いの機会や交流の場の提

供などの取り組みを進めてまいります。

「広報、広聴」関連では

まちづくりに関する情報がわかりやすく伝わるよう、住民目線の広報づくりに努めるとともに、行政区懇談会や出前宅配便などの実施により、行政と住民がともにまちづくりについて考え、知恵を出し合う機会の充実に取り組んでまいります。

開村75周年に向けて発刊を想定した村史（追補版）について、現在、資料収集等に努めており、その歴史的発刊物を閉ざすことなく次期75年、更には100年へと未来の後人に伝えていく取り組みを進めてまいります。

「行政運営、財政運営」関連では

行政運営は、時代によって変化する行政課題に対応することが求められることから、柔軟で弾力的な組織・機構の見直し、組織・機構に応じた事務事業の見直しを検討いたします。

また、職員個々の事務処理能力の向上、行政知識の習得、企画立案能力や資質の向上を図るため、職員研修などの実施により人材育成に努めてまいります。

また、新年度からスタートする第6期更別村総合計画の進行管理につきまして、第5期と同様にPDCAサイクルにより、事業の見直し・点検を進めてまいります。

財政運営につきましては、地方交付税の削減により、ますます厳しいものとなることが予想される状況にあり、健全な財政運営を維持するため、一層の経費節減と財源確保に努めます。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めます。

「広域行政、広域連携」関連では

本年4月より「十勝環境複合事務組合」との統合が予定されております「十勝圏複合事務組合」との連携、「十勝中部広域水道企業団」への参画など、広域組織による事業を推進するとともに、管内19市町村で構成する「十勝定住自立圏」の「第2次共生ビジョン」に基づき、引き続き広域的な取り組みを進めてまいります。

主な事業は、ここに示したとおりであります。ご参照いただきたいと思います。

以上、平成30年度の村政執行にあたり基本的な方針と主な施策について述べさせていただきました。

世界は今変革の時代を迎えています。AIやICTの進歩により、様々な分野で技術革新が進んでおり、私たちは常に時代の先を読み取り対応することが求められています。

このような時代の転換期においても将来のあるべき本村の姿を見据え、知恵を出し合い、持続可能な村の実現に向けて努力してまいります。

「すべては村民のために」の気持ちを忘れずに、村政を預かるという重責を深く肝に銘じ、住民が主人公の村づくりに向けて職員とともに全力で邁進する所存であります。

村議会議員各位並びに村民の皆様のより一層のご指導と協力をお願い申し上げまして、

村政執行方針といたします。

○議 長 次に、荻原教育長。

○教 育 長 平成30年第1回更別村議会定例会の開会にあたり、平成30年度の更別村教育委員会の所管行政の執行に関する基本方針について申し上げます。

開村70年を経て、少子高齢化による人口減少、グローバル化の加速、高度情報化の進展など、かつてない目まぐるしい変革の時代にあつて、更別村を今後も維持・発展させていくためには、村を支える人材育成の基礎となる教育の充実が求められています。

そのためには、村と総合教育会議の場で協議・調整しながら、「更別村総合教育大綱」及び新たな「第6期総合計画」の基本目標「ひとが育つまちづくり」を基に、更別村の教育を推進していきます。

予測困難な時代においても、更別村の子どもたち一人一人が未来の作り手となるための「生きる力」を身に付け、ふるさと更別村への誇りや愛着を持つため、家庭・学校・地域が一体となった子育て環境の整備に取り組みます。

また、村民自ら学び続け、心豊かに生活できる生涯学習社会の構築に向けて諸般の施策を進めます。

はじめに、学校教育の充実です。

第一は、教育の内容についてです。

学習指導要領の改訂が、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施されることとなりました。このため本年度から移行期間が始まることになり、第一に「知識及び技能」、第二に「思考力、判断力、表現力等」、第三に「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力の柱を確実に育成するため、カリキュラム・マネジメントを確立しながら授業の工夫・改善をすすめ、確かな学力を育成してまいります。

まず、小学校においては5、6年生における外国語教育の教科化、3、4年生における外国語活動の導入について、本年度から始まる移行期間の対応として、外国語指導助手の体制強化を進めます。

また、小学校入学当初においては、幼児教育からの円滑な接続と移行を図るために、幼・小との連携を強化し、いわゆる「小1プロブレム」の未然防止の観点から、これまで見守られてきた子どもたち一人ひとりの情報を引き継ぎながら、新しい学びの場での障害を取り除き、早く学校生活に慣れることができるよう努めてまいります。

中学校教育においても、小・中連携のもと、いわゆる「中1ギャップ」の未然防止に取り組むと同時に、基礎的な知識を身に付けさせ、更別村における義務教育9年間の集大成となる人材育成に努めてまいります。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められていることから、「何ができるようになるか」を明確にした授業改善を行い、学力向上に対する取り組みを充実させるとともに、道徳教育を推進し、他の人や集団、社会との関わりに対する学びを深化させ、社会の一員としての人間形成に努めてまいります。

また、全学年全種目による新体力テストを実施し、発達段階に応じて健やかな体を育成し、知・徳・体にわたる生きる力を育むとともに、地域や関係機関の協力を得ながら、ふるさと教育の充実を図ってまいります。

第二は、教育体制の充実についてであります。

中札内村と共同で設置しております指導主事は、前年度から3年間、更別村教育委員会に籍を置いて業務を進めております。専門的な知識が求められる学校指導や学校指導要領改訂への早期対応など、指導主事の業務は本村の学校経営に欠かせないものとなっており、引き続き指導と助言を行う体制を維持してまいります。

また、特別な支援が必要な子どもたちも、他の子どもたちと同じ学校生活を送れるよう、今年度も引き続き特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの子どもに丁寧に向き合う教育環境の充実にも努めるとともに、教職員の資質向上を図るため、各種研修事業や研究大会等への積極的な参加を支援してまいります。

さらなる子どもたちの教育環境の充実を図るため、家庭、地域、学校が連携して情報、課題や目標を共有し、地域とともにある学校を目指すための仕組み、コミュニティ・スクールについて、これまでは関係者で構成するコミュニティ・スクール推進会議を設置いたしまして、制度への理解を深めてまいりましたが、今年度につきましては更に幅広い関係者で構成する準備委員会とコミュニティ・スクールコーディネーターを新たに設置し、平成31年度の導入に向けた具体的なマニュアル作成を進めてまいります。

また、教職員の長時間勤務が問題となり、学校における働き方改革が求められておりますが、長期休業中の学校閉庁日の設定や部活動休養日の設定など、学校だけでは解決できない問題として、コミュニティ・スクールの中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

第三は、教育環境の整備についてです。

老朽化が目立ってきている村内小中学校校舎や給食センターについて、その長期的な維持管理を適切かつ効率的に行うため、施設の長寿命化計画を策定し、改修方法を含めた今後の方向性を検討いたします。

また、学校施設のアスベスト対策について、煙突内部が一部劣化している施設の対策工事を実施いたします。

第四は、幼児教育の推進についてです。

就学前の教育・保育に関する業務を一体的に進めるため、幼稚園部門の運営を子育て応援課に事務委任したところですが、上更別幼稚園については、改築工事を終え、今年度から認定こども園として、保育や子育て支援などの機能を加えた業務を開始するところです。幼稚園教育要領に基づく教育課程編成の指導など、教育委員会としての権限に基づく事務については、引き続き関わっていき、幼児教育の質の向上に努めてまいります。

第五は、学校給食の推進についてです。

心身の健全な発達のために、「安全・安心な給食」を安定的に提供することは、学校教育

充実のための重要な要素の一つであります。

「ふるさと給食」と、子育て世代の負担軽減のため、昨年度から実施されました「学校給食費保護者負担軽減助成」を引き続き実施し、地元食材への学びと子育て支援の充実を語ります。

尚、今後も安定的においしい給食を子どもたちに提供するために、現在の職員体制が維持されますよう最大限の努力をしております。

第六は、更別農業高等学校に対する支援についてです。

更別農業高等学校の活動は、報道等でも紹介されているとおり本村と密着したものとなっております。毎年12月に開催されます自校の実践発表大会においても、本村と結びつけた発表が多く、生徒の皆さんが更別村を思い、活動する様子は大変力強く感じるところでございます。更に特別支援教育の顕著な取り組みや、今年で連続45回目となります農業クラブ全国大会への出場など、様々な校内活動でも素晴らしい評価をいただいております。本村にとって極めて重要な学校であることから、引き続き教育振興の支援を行います。

また、懸案事項でありました寮生の土日・祝日の取り扱いについては、引き続き村内に滞在できる支援を行い、遠方から入学を希望する生徒の確保に努めてまいりたいと考えております。

第七は、子どもの安全についてであります。

昨年は北朝鮮の世界の平和を乱す、弾道ミサイルの発射が繰り返され、北海道上空を通過する非常事態も発生いたしました。子どもたちの不安を解消し、安全を確保するために、各学校と連携した対応を図るとともに、日常においても、スクールガードや関係機関協力のもとに行われる登下校時の見守りや、「学校情報メールシステム」を活用した様々な情報の早期提供を行い、子どもたちの安全確保に万全を尽くしていきます。また、更別村生活安全推進協議会の協力のもと、子どもたちの交通安全の意識を高めるための活動を引き続き行ってまいります。

平成30年度の学校教育関係の主な事業といたしましては、以下10項目についてお目通しを願いたいというふうに思います。

次に、社会教育の推進についてです。

第一に、社会教育に係る学習環境の充実についてであります。

少年教育については、急激な社会構造の変化により、子どもたちを取り巻く生活環境も大きく変化しており、子どもの成長に不可欠とされる遊びや生活体験、自然体験など日常的な体験活動が著しく減少していることから、地域全体で子どもたちを育てる事業を推進し、必要な支援を進めてまいります。

これまで冬の遊び場について、様々なご意見をいただきました。保護者、村長部局の担当者とも協議を重ねた結果、トレーニングセンター2階を改修し冬季間も使用できる幼児・児童の遊び場として整備いたします。また、グローバル教育を推進するため、ALTを活用した外国文化にふれあう事業を引き続き実施いたします。

宮城県東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は、7年前に発生した東日本大震災を挟んで29回目の交流となります。昨年は東松島市を本村の子どもたちが訪問し、震災について学習した中で、何事もなく生活が出来ている自分達の暮らしに改めて感謝するとともに、自然災害の恐ろしさを学ぶことができました。様々な体験を通して成長が期待できる本事業は、今年度、東松島の子どもたちをお迎えする予定となっております。

子どもたちの健全育成に関する事業などを支援する「こども夢基金」について、少子化による子どもの活動範囲の変化にともない、今年度より助成対象となる事業を見直し、より幅広い活動に支援をしております。

青年教育については、青年層の地域行事への参加意欲も強く、また、幼少期・少年期に地域から受けた教育を引き継いで活動している方も多く見受けられます。本村の社会教育の推進に欠かせない、青年層の人材育成を進めるための支援と事業を継続しております。

成人教育については「ときめき夢民塾」の受講がきっかけとなり、自発的なサークルを発足させ、活動を継続しているケースも見受けられることから、住民の自主・自発的な活動を促すことを目的に、内容を充実させてまいります。また、これまで継続して実施しております、中札内村との連携事業におきましても、幅広い年齢層に多様な学習機会の提供が可能となることから、引き続き実施しております。

高齢者教育については、自主的な活動と生きがいを目的として「末広学級」を継続して開設し、地域ボランティア活動や学習成果の発表など、高齢者の社会参加を促しております。

第二は文化・スポーツ活動の振興であります。

本村の文化活動は文化協会を中心とした各サークル活動をはじめ、郷土芸能の保存活動に至るまで、住民の主体的な活動として展開されています。「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へ価値観の大きな転換が見られる中、本村の文化活動が衰退しないよう支援を続けてまいります。

本村では日常生活の感動などを作品に表現し、豊かな感性を育み、村の文化振興に寄与することを目的に『総合誌さらべつ』を編纂しておりますが、「書く文化」が衰退しつつある現代、歴史ある本誌を通じて、総合的な文化の振興に努めてまいります。また、総合文化祭については、子どもから大人まで、多くの方が幅広い分野において活動の成果を発表する場となっております。今後はさらに参加者を増やすなど本事業が発展するよう関わってまいります。

図書室の運営については一般書や児童書のほかに、DVDや郷土資料も備えており、多様な学習ニーズに対応しております。子どもたちがさらに本と触れ合える機会を増やすために、上更別認定こども園の子どもセンターで移動図書の実施や、グローバルな人材を育成するための外国語での読み聞かせなどの事業を推進しております。

北海道天然記念物ヤチカンバについては、これまでも様々な調査をしておりますが、これからも保全のために必要な調査を行うとともに、貴重なふるさと教育の生きた教材と

して活用してまいります。

スポーツの分野につきましては、地域の交流を促進し、心身の健康の維持増進に重要な役割を果たすことが期待できることから、日常的にスポーツを楽しみ、スポーツ活動に参画できる機会を確保してまいります。また、村民が自発性のもとに活動できるよう、体育連盟の活動を通じて、村民のスポーツ振興に貢献してまいります。

本村のスポーツ少年団の活動につきましては、関係者の皆様の協力のもと、大変優秀な成績を収めております。スポーツを通じた子どもたちの健全育成に大きく貢献する少年団活動に対し、引き続き支援を続けてまいります。

今後とも、各種スポーツ団体の自主的な活動支援に努めるとともに、村民が日常気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう、関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、コミュニティプールについて外壁や内壁の塗装や修繕を行い、地域の方が引き続き利用していただけるよう環境の整備を行います。

平成30年度の社会教育関係の主な事業といたしまして、以下の5項目お目通し願いたいというふうに思います。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長 これで村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎日程第8 承認第1号

○議長 次に、日程第8、承認第1号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 承認第1号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求める件であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、専決第1号であります。専決処分書であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、除雪回数が多く除雪費が不足するため、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

別紙、平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）をごらんいただきたいというふうに思います。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）であります。

第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,569万7,000円とするものであります。

歳出からご説明申し上げます。説明書の6ページをお開きください。款8土木費で2,000万円を増額し、補正後予算額を4億9,136万円とするものであります。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費で2,000万円の増額であります。説明欄（1）、除雪対策経費、節13委託料、事業委託料、除雪事業委託料として2,000万円の増額であります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。歳入であります。款17繰入金で2,000万円を追加し、補正後予算額を2億5,843万2,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で2,000万円の増額であります。

なお、降雪による予測あるいは的確な判断、見通しを持つということは非常に大切なことから、今後できるだけ速やかに議会のご承認を得るべく努めてまいりたいというふうに考えております。今回におきましては、その部分に対して議員各位の皆様にご心配をおかけしたことを深くお詫びするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今専決処分ということで除雪費のご提案がございました。村長の今の説明の中にも末尾にお詫び申し上げますという一言が入ったわけですが、私は一応確認の意味も含めて、これ重要なこととございますので、一応襟を正していただくということも含めていま一度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

今般の降雪に関する部分の理由の項目に、地方自治法第179条第1項の規定によるという形で、招集するいとまがないというような条件がありますけれども、その前段で第113条ただし書きの中で定足数の問題がございます。これは、いとまがないではなくて、臨時会を開く議員を召集するに当たって過半数以上の出席が見込めないとするときに、やむなくこの発動ができるという条項に解釈できるわけであります。にもかかわらず、このような専決処分にするという、その考え方を私は是正していただきたいというふうに思っています。

内容的にただ口頭だけではなくて、今回の降雪の状況につきまして、私ずっと降雪量も含めて天気つけているのですけれども、1月19日に臨時会を開催してございます。その後を受けて、1月の20日には数ミリ程度の降雪量、1月の23日には30センチ、1月の24日も

数ミリ程度、1月の29日には20センチ、1月の分については合計おおむね50センチの降雪量がございました。2月に入りまして、2月の3日も少量の雪、4日には18センチ程度、5日には30センチ、6日には8センチ程度、17日には15センチ程度、23日には10センチ程度ということで、2月については降雪量が80センチ程度ということでございます。それらの日程の経過を見ますと、決して臨時会を開けなかったという理由にはならないのではないかと判断をするのが正しいのではないかなというふうに思っております。我々議会あるいは議員は、執行体制についていかに適正に執行していただくかということと、ただ意見を述べるだけではなくて、必要に応じた対策も含めて合議体で動いているわけですから、その点の考え方も含めて十分配慮いただき、進めていただきたいというふうに考えております。何か所見があれば、求めたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今私承認第1号のところでも申し上げたとおりでございます。安村議員さんのご指摘のとおり、降雪量とともにそういうふうな形で積み重なってきたということであり、最後にも申し上げましたとおり、提案の部分でも述べましたように、今後適切にそのような形で議会の承認を速やかに得るべく努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご指摘の点を受けまして今後改善に努めてまいりたいというふうに思います。どうかひとつよろしく願いいたします。

以上であります。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ただいまの提案でございますけれども、今の安村議員の質問にかぶるかと思っておりますけれども、1月19日に臨時議会が行われております。そのときにどの程度の予算の残高があったのか。また、2月5日に専決予算措置ということで出ておりますけれども、実際に専決予算が執行されたのはいつだったのか。その辺について質問いたします。

○議 長 建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまのご質問でございます。1月19日現在での残高ということであり、その時点では2,000万弱という話をさせていただいたところでありますが、2月5日以降について、その時点では100万円だったということでございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 簡単なこと聞いていると思うのですが、1月19日現在の予算の残高、それと今回の専決された予算執行されたのはいつかということ、その2点です。

○議 長 答弁整理のため休憩を入れます。引き続き昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 先ほどは大変失礼いたしました。

ご質問の1月19日における除雪業務委託料の残高でございますが、2,117万4,980円でございます。本来1月19日に臨時議会が開催されておりましたので、予算残高を確認いたしまして、それまでの除雪業務の実施状況、それから今後の除雪業務の見込みを検証いたしまして予算が不足するようであれば、追加補正をお願いするべきでございました。この検証を行ったということにより、2月5日の時点で予算残高115万2,292円となりまして、その後の除雪業務が実施できないという状況が判明したことにより、専決処分により除雪業務委託料を追加させていただいたものでございます。

除雪業務の実施状況を把握するとともに、今後の業務の見込みを的確に判断し、予算の執行管理を適切に行うことを怠ったことにより、このような事態となってしまったことを深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 ただいまいろいろ説明をいただいたわけですがけれども、除雪費の専決というのは僕らからしますと、議会軽視という言葉ありますけれども、余り使いたくはありませんけれども、それに値する事項だなというふうに思います。そういったことで、今後とも気をつけていただきたいということでございますので、それについて執行者から何かありましたら、お話しください。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今佐藤課長のほうから説明ありましたけれども、事務を預かる者として予算の管理、当然予算の執行残も含めて、どういう事業を業者のほうにお願いすれば大体これだけのお金はかかるのだという予測も含めて、今回は非常にまずかったなというふうに思っております。本多議員さん言われたように、今後はそういう部分についても、予測も含めてですけれども、適正な予算執行、管理に努めたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今副村長、課長からありましたように、重ねて執行者、責任者として深くおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認をすることに決定をいたしました。

◎日程第9 議案第2号

○議 長 日程第9、議案第2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件であります。

更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、村の機関等に係る申請、届け出その他の手続等に関し、電子申請を利用する方法により行うことを可能とするに当たり、その取り扱い事務を条例で定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

議案をめぐっていただきまして、条例本文でございます。第1条、目的でございます。村の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、村民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするものでございます。

第2条は、定義について規定しております。

1 ページめくっていただきまして、第3条は、電子情報処理組織による申請等について規定しておりまして、村の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとしております。

1 ページめくっていただきまして、第4条は、電子情報処理組織による処分通知等について規定しており、第3条と同様に電子情報処理組織を使用して行うことができるものと

しております。

1 ページめくっていただきまして、第5条は、電磁的記録による縦覧等について規定しております。書面等の縦覧等に代えて電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができるものとしております。

第6条は、電磁的記録による作成等について規定しております。書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができるものとしております。

第7条は、手続等に係る情報システムの整備等について規定しており、村は、村の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとしております。

1 ページめくっていただきまして、第8条でございます。手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表等について規定しております。村長は、少なくとも毎年度1回、村の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとしております。

第9条は、委任について規定しております。

附則として、平成30年4月1日を施行日としております。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

◎日程第10 議案第3号

○議 長 日程第10、議案第3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件であります。

更別村寄付金管理基金条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村寄付条例（平成19年更別村条例第29号）において、寄付者から収受した寄付金は、寄付者の意志を具体化するための事業の区分ごとに、対応する各基金において管理運用するように規定しております。新たに更別村寄付金管理基金を設置し、寄付金を一括管理運用することにより事務の省力化を図り、効率的な管理運用を行うこととするため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）として、寄付金を適正に管理運用するため、更別村寄付金管理基金を設置するよう定めるものであります。（2）といたしまして、更別村寄付条例の規定により指定された事業の費用に充てる場合に限り、基金を処分することができるように定めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、更別村寄付金管理基金条例であります。第1条については、設置についての条文であります。

第2条については、積立についてであります。

第3条、管理。

第4条については、運用益金の処理に関する記載であります。

第5条については、処分に係る項目であります。

第6条につきましては、繰替運用等についての条文でございます。

第7条については、委任を定めたものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 更別村寄付金管理基金条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

◎日程第11 議案第4号

○議 長 日程第11、議案第4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件であります。

更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の制定により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を村の条例で定めることとなったため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、介護保険法第81条の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）による改正内容を反映した基準省令の内容に基づき条例を定めるものであります。（2）といたしまして、更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等は、規則で定めるものであります。

なお、安部保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

また、資料も提出しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についての補足説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の一部改正に伴い、30年4月1日から居宅介護支援事業者、更別村では社会福祉協議会が該当します。の指定権限を都道府県から市町村に移譲されることとなっております。現在北海道の条例で定められている事項を市町村の条例及び規則で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

まず、1ページをごらんください。第1条では、この条例の趣旨を規定しております。法の規定に基づき、居宅介護サービス及び特例居宅介護サービスの資格並びに介護支援専門員を有すること、事業の人員及び運営の基準を定めるものとしております。

第2条では、指定においての基本方針を定めており、第1項では利用者の能力に対する配慮、第2項では利用者の選択に基づく適切な保健医療、福祉サービスが効率的に提供されるように配慮すること、第3項では利用者に提供するサービスの公正中立性、第4項では関連する法律で定める事業者との連携について、おのおの規定しているものでございます。

2ページをごらんください。第3条では、指定居宅介護支援事業者の申請者の資格を定めており、法人であり、なおかつその役員に暴力団員がいないことを規定しております。

第4条は、基準該当居宅介護支援事業への準用を規定しております。

第5条では、人員及び運営に関する基準を規則で定める旨規定しております。

なお、附則にて、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしております。

また、議案資料1ページから18ページに更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める規則を提出しておりますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をしました。

◎日程第12 議案第5号

○議 長 次に、日程第12、議案第5号 更別村老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第5号 更別村老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定の件であります。

更別村老人医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第7号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、北海道において老人医療特別対策事業が終了したことに伴い、村においてもあわせて条例を廃止するものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例であります。

更別村老人医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第7号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんね。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第5号 更別村老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第6号

- 議 長 日程第13、議案第6号 更別村営農用水給水条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第6号 更別村営農用水給水条例を廃止する条例制定の件であります。
更別村営農用水給水条例（昭和49年更別村条例第11号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第3項により、更別村営農用水事業を更別村簡易水道事業に統合するため、この条例を制定しようとするものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村営農用水給水条例を廃止する条例であります。

更別村営農用水給水条例（昭和49年更別村条例第11号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。質疑ありませんね。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 更別村営農用水給水条例を廃止する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第7号

○議 長 次に、日程第14、議案第7号 更別村営農用水事業分担金徴収条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第7号 更別村営農用水事業分担金徴収条例を廃止する条例制定の件であります。

更別村営農用水事業分担金徴収条例（昭和48年更別村条例第24号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第3項により、更別村営農用水事業を更別村簡易水道事業に統合するため、この条例を制定しようとするものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村営農用水事業分担金徴収条例を廃止する条例であります。

更別村営農用水事業分担金徴収条例（昭和48年更別村条例第24号）は廃止する。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 更別村営農用水事業分担金徴収条例を廃止する条例制定の件を採

決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第8号

○議 長 次に、日程第15、議案第8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村行政手続条例（平成8年更別村条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、許認可等を拒否する処分を行う場合について、申請書の記載又は添付書類を用いた理由の提示に「その他の申請の内容」を加えるものであります。(2)といたしまして、行政指導が口頭でされた場合、行政指導の趣旨及び内容を記載した書面の交付をその相手方から求められたときの適用除外として「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）」によりその相手方に通知されている事加えるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、更別村行政手続条例の一部を改正する条例であります。

更別村行政手続条例（平成8年更別村条例第18号）の一部を次のように改正するものであります。

以下、新旧対照表でご説明を申し上げます。現行の第8条、理由の提示の部分であります。下線部のところで、申請書の記載又は添付書類の後半の下線部に改正後「その他の申請の内容」を文言を加筆するものであります。

続いて、第33条、行政指導の方式の3の(2)、現行、既に文書（前項の書面を含む。）の以下の下線部でありますけれども、改正後の(2)の部分を見ていただきますと、既に文書（前項の書面を含む。）の後に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を文言を加筆するものであります。

続いて、2ページをごらんください。なお、附則といたしまして、この条例は、平成30

年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ないですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 更別村行政手続条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

◎日程第16 議案第9号

○議 長 次に、日程第16、議案第9号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第9号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与について、国家公務員の取り扱いに準じて扶養手当を改正し、また法令遵守により時間外勤務手当の基礎額を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、配偶者の扶養手当を1万円から6,500円に改めるものであります。(2)、配偶者がいない職員の満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のそのうち1人についての扶養手当を1万1,000円から1万円に改めるものであります。(3)、配偶者及び扶養親族たる子がいない職員の父母等の扶養親族そのうち1人についての扶養手当を9,000円から6,500円に改めるものであります。(4)、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当を算出する給料の月額に、自己の所有する住宅手当（新築又は購入に係る加算は除く。）と寒冷地手当を加えるものであります。

次ページをごらんください。次ページ、1ページは更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を次のように改正

するものであります。

以下、新旧対照表でご説明を申し上げます。第7条、扶養手当の部分ですが、第3項、下の部分ですけれども、(6)の下であります。扶養手当の月額、前項第1号の下線部、この部分に改正後、前項第1号の次に「及び第3号から第6号」という文言を加筆するものであります。

続いて、2行目、扶養親族については「10,000円」とありますが、これについては扶養親族については「1人につき6,500円」に文言修正をさせていただくものであります。

なお、旧の部分で第2項2号に掲げる扶養親族、下から6行目、(以下「扶養親族たる子」という。)については、1人につき10,000円から下線部の部分の文言、これを削除するものであります。

続いて、2ページをお開きください。2ページの部分、第10条、時間外勤務手当の部分で旧の2行目、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき「第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額」が下線部として記載がありますが、改正後は1時間につき「次条に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額」という文言に改めるものであります。

さらには、第10条の6項の部分で、改正後は新たに(時間外手当の基礎となる給与額の算出)として第10条の2、時間外勤務手当の基礎となる給与額の算出は、給料の月額に第8条の4第2項第3号に規定する手当(但し、新築又は購入に係る加算を除く。)及び第15条に規定する手当を加えた額に12を乗じ、その額を1週間当りの勤務時間に52を乗じたものから、勤務時間条例第9条に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とするという文言を加筆するものであります。

続いて、3ページをお開きください。3ページ、第11条、休日勤務手当の部分ですが、第2項の部分で3行目の下線部「第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額」の文言を改正後「第10条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額」というふうに改めるものであります。

また、夜勤手当の部分で第12条の下から2行目の下線部、旧の部分で「第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額」の文言を改正後は1時間につき「第10条の2に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額」に文言を改めるものであります。

なお、附則といたしまして、1として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

2といたしまして、改正後の第10条、第10条の2、第11条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後に勤務するものに係る時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の支給から適用し、同日前に勤務したものに係る時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の支給については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、提案申し上げます、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第17 議案第10号

○議 長 日程第17、議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村寄付条例（平成19年更別村条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、寄付者の意志を具体化するための事業をより幅広いものから選定できるようにするため、事業の区分を第6期更別村総合計画における基本目標と同様とするとともに、寄付金の管理運用を効率的に行うため、更別村寄付金管理基金により管理運用するよう改めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、事業の区分を第6期更別村総合計画における基本目標と同様とするように改めるものであります。(2)、寄付金の管理運用を更別村寄付金管理基金により行うよう改めるものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村寄付条例の一部を改正する条例であります。

更別村寄付条例（平成19年更別村条例第29号）の一部を次のように改正するものであります。

以下、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。現行、第2条における事業の区分であります(1)から(12)、この部分を改正後は(1)、便利に生活できるまちづくり、(2)、

産業が元気なまちづくり、(3)、心身の健康を支えるまちづくり、(4)、環境を守り安心して生活できるまちづくり、(5)、人が育つまちづくり、(6)、知恵を出し合うまちづくり、(7)、その他目的達成のため村長が必要と認める事業の1から7に書き改めるものがあります。

続きまして、第3条、寄付金の管理運用のところ、第3条の下線部を、第3条の上から3行ですけれども、前条各号に掲げる事業に充てるために寄付者から収受した寄付金(以下「寄付金」という。)は、更別村寄付金管理基金(以下「基金」という。)により管理運用するというので、旧の文言を改めるものであります。

なお、旧の(1)から(7)までの部分は文言を削除するものであります。2ページにこれが続いております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

2として、この条例の施行日前に申し込みのあった寄付金の管理運用については、なお従前の例によるものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 提案の理由に寄付者の意志を具体化するための事業をより幅広いものから選定するようとしておりますが、現行から改正後につきましては12項目が7になるというふうに捉えてございます。これが幅広いというふうに解釈するためにはもう少し説明をいただきたいと思ひます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 改正後の第2条の各号なのですが、号数は減るのですけれども、第6期総合計画基本目標を設定されているとおり、一つの目標を達成するための事業というのは幅広くいろいろな事業が設定されているものですから、号数は減るのですけれども、幅広い事業から寄付者の方は選べると、そういうことの改めております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そこで、総合計画の中身を周知して、寄付者がわかればいいのですけれども、その都度寄付者にそういうことを求めるということによろしいでしょうか。総合計画の中身についての説明を詳しくするということがよろしいでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 改正後の第2条の各号では具体的な事業がわからないということなのかと思ひますけれども、寄付条例施行規則で寄付申込書の様式を定めているのですが、第2条の各号は寄付申込書の中で選べる事業として記載をするのですけれども、より具体的な事

業を列挙して、その中から寄付者の方が事業を選べるように、寄付申込書の様式を工夫したいと思っています。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 関連なのですけれども、寄付を例えばふるさと納税一つにしても、そういうことから始まって、大まかに、数は少なくなったけれども、その幅は広いことで、例えば公園に関して公園をもっと更別村はこうしてほしいなと思ったときに、ぱっとこれを見て、どこだろうって迷いますよね。それって実は便利に生活できるまちづくりの中にその部分が入っていたり、移住、定住、これってどこだろう、人が育つまちづくりだろうかと思ったら、実は知恵を出し合うまちづくりに入っていたりするのです。それで、もしかそういったことを、項目が少なくなっているのは僕はいいと思うのですけれども、例えば知恵を出し合うまちづくり、その下には必ず情報発信、移住、行政運営、協働、それぐらいあったほうがわかりやすいなと思いますし、あとは便利に生活できるまちづくりだって、土地や住宅、宅地、公園などに関することだというふうにもう少し明確になれば、条例の部分だけではなく寄付者を募るときにそうなればいいなと思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほどの答弁と重なりますけれども、そこら辺は寄付者の方が迷わないような寄付申込書の様式を工夫したいと思います。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 更別村寄付条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

◎日程第18 議案第11号

○議 長 次に、日程第18、議案第11号 更別村公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第11号 更別村公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村公共下水道事業特別会計条例（平成9年更別村条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号）を平成30年4月1日に施行することに伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用することから、更別村公共下水道事業特別会計条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、第1条中に定める法令を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条」に改め、第3条中に定める条文を「法第24条第3項」に改めるものであります。（2）といたしまして、第2条中「歳入」を「収入」に、「歳出」を「支出」に改め、「付属」を「附属」に改めるものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例であります。

更別村公共下水道事業特別会計条例（平成9年更別村条例第11号）の一部を次のように改正するものであります。

以下、新旧対照表に基づきご説明を申し上げます。現行でありますけれども、第1条の設置、下線部「地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項」を改正後、第1条、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第17条」というふうに下線部を文言を改めさせていただきたいというふうに思います。

第2条の上のほうにあります（歳入及び歳出）の部分であります。改正後として第2条の上段を（収入及び支出）に改めさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、第2条の5行目の最後の文言であります。その他諸支出をもってその歳出とするという下線部の「歳出」であります。これを改正後は「支出」という文言に改めさせていただきたいと思っております。

弾力条項の適用の第3条であります。1行目「地方自治法第218条第4項」の下線部の部分を改正後「法第24条第3項」の規定というふうに、により弾力条項を適用できるものとするの文言を加筆修正させていただきたいと思っております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 更別村公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、2時30分まで休憩といたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第12号

○議 長 日程第19、議案第12号 更別村簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第12号 更別村簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村簡易水道事業特別会計条例（昭和47年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号）を平成30年4月1日に施行することに伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用することから、更別村簡易水道事業特別会計条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条中に定める法令を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条」に改め、第3条中に定める条文を「法第24条第3項」に改めるものであります。(2)といたしまして、第2条中「歳入」を「収入」に改め、「歳出」を「支出」に改めるものであります。

次ページをお開きください。次のページは、更別村簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例であります。

更別村簡易水道事業特別会計条例（昭和47年更別村条例第3号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表に従って説明を申し上げます。現行でありますけれども、第1条の設置、3行目から「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項」の規定の部分の下線部を改正後は「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。第17条）」の規定という形で文言を改めさせていただくものであります。

また、第2条の旧条文でありますけれども、（歳入及び歳出）の部分で改正後は第2条の上部を（収入及び支出）という形で文言を改めさせていただきたいというふうに思います。

また、第3条の現行、この会計においては、法「第218条第4項」の弾力的条項というふうにありますけれども、この下線部分を法「第24条第3項」というふうに文言を改めさせていただきたいというふうに思います。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第12号 更別村簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第20 議案第13号

○議 長 日程第20、議案第13号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第13号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の

件であります。

更別村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和49年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、平成30年4月開園の認定こども園上更別幼稚園について、これまでの幼稚園教育に加え、新たに保育（保育所機能）を行うことから、新たな保育料等の設定が必要となり、更別村使用料等審議会の答申を受けて改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、「更別村立幼稚園保育料等徴収条例」を「更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例」に改めるものであります。(2)といたしまして、保育料等を定める別表に「保育認定（2号及び3号）」、「延長保育料（2号及び3号）」及び「一時保育料」を追加するものであります。

なお、新関子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

また、資料のほうも提出しておりますので、ご参照のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 議案第13号の補足説明をいたします。

幼稚園、保育所、認定こども園、いわゆる特定教育・保育施設の保育料については、国が定める上限の範囲内で自治体で定めるということになっておりまして、村では村内の公立、私立を問わず、また幼稚園、保育所、認定こども園いずれにも適用される保育料を更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則、こちらで定めているのですけれども、今回公立施設の利用者負担額ということで、こちらは公の施設の使用料というようなことに該当するものですから、条例に徴収根拠、少なくとも上限額を定める必要があるというようなことから、今回条例改正をするものであります。

まず初めに、議案の資料を見ていただきたいのですけれども、まず改正内容4点ほどありますが、1点目は条例の名称の変更、それから2点目になりますが、改正後の別表第2、こちら保育認定の保育料、それと別表第4、保育短時間認定の延長保育料、それと別表第5の一時保育料、こちらを追加するというようなことになります。3点目が新たに加わる保育認定の保育料ということで、別表第2になるのですけれども、こちらは先ほどの村で定めている規則で定めている額ということにしております。4点目ですけれども、別表第4、こちらは保育短時間認定の延長保育料です。それから、別表第5、一時保育料、これはどんぐり保育園のほうで既に実施されておりますので、そちらの例を参考として設定させてもらっております。以上の内容につきましては、昨年11月15日開催の更別村使用料等審議会、こちらの答申を受けております。

では、改正条例の別紙の新旧対照表、こちらをごらんいただきたいと思います。まず、条例の名称ですけれども、「幼稚園」の部分「特定教育・保育施設」というふうに改正い

たします。

それと、第1条、「村立幼稚園」、こちらを「更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園」に改めまして、保育料等の中に一時保育料を追加することになります。

第2条、「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第5まで」に改めます。

別表第1の教育標準時間認定、幼稚園の保育料の備考欄、こちらについては削除することになっております。この備考欄は、国が進めております幼児教育の段階的無償化の推進など、低所得者ですとか多子世帯など保育料の軽減などを定めていることになるのですけれども、先ほどの説明のとおり、条例では保育料の上限等を規定しておきまして、あと国の制度改正による軽減措置などは速やかに対応するようなことを考えておきまして、別途規則でその部分については詳細定めるようなことにしております。

3ページ目になりますけれども、別表第2を追加することになります。こちらは、保育認定の保育料ということで、市町村民税の課税状況によりまして第1階層から第8階層の12区分、保育標準時間、保育短時間、3歳未満児、3歳以上児で区分されております。

4ページ目になります。別表第2、こちらを別表第3に改めます。こちらは、幼稚園の延長保育料と特別保育料になります。

5ページになります。別表第4を新たに追加するというので、こちらは保育短時間認定の延長保育料になります。

それと、別表第5を追加しておきまして、こちらは一時保育料、こちらは年齢区分によって設定をしております。

附則としまして、平成30年4月1日から施行するというようなことになります。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第13号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第21 議案第14号

○議長 日程第21、議案第14号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第14号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村子育て委員会条例（平成13年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に当たり、各分野の幅広い意見等を反映させるため、委員定数の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、委員会を組織する委員を12名以内から16名以内に改めるものであります。

次のページをごらんください。次ページは、更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例であります。

更別村子育て委員会条例（平成13年更別村条例第6号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表で説明を申し上げます。現行、第3条の組織であります。委員会は、委員、下線部「12名以内で組織する」を改正後は委員会は、委員、下線部「16名以内で組織する」というふうに文言を改めさせていただきたいというふうに思います。

別紙資料を添付しております。別紙資料のほうをごらんください。資料（議案第14号）であります。更別村子育て委員会構成につきまして現行と改正後の新旧対照表を示しております。現行の部分の下線部、文言が書かれておりませんが、改正後、新しく委員として、更別村国民健康保険診療所長、更別幼稚園長、認定こども園上更別幼稚園長、更別村学童保育所保護者会長、上更別こどもセンター保護者代表、認定こども園上更別幼稚園PTA会長ということで、新たに委員並びに文言の修正をさせていただきたいというふうに思います。

これらの今回の条例制定の件でありますけれども、幅広いということで委員の皆様の各分野、あるいはこの子育て委員会においては予防接種あるいは子どもの健康状況等、いろんな部分で把握をしておりますが、各会を代表する方に参集していただいて、子ども・子育ての支援事業の計画の策定あるいは推進状況についてチェックをし、そして今後の計画策定あるいは実施に当たっていききたいということ。そのために幅広い意見を反映させるということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今回委員さんを増員という形で、幅広く行うというお話です。理由として更別村の子ども・子育て事業計画ということでありまして、子育てというのが何歳までの子どもたちを対象にするのかという部分も結構かかわってくるのかなと思います。僕自身も幼稚園のPTA会長のときにこの委員会に参加させていただいていたのですが、この中のいろいろな話し合いの中で、小学生の子どもたちは、中学生はという部分もどうしても広がりが出てくる部分が多分あると思うのです。今回学童保育の保護者会の会長さんがプラスされているわけですが、これについては小学校6年生まで一応対象になっているわけで、それを考えますと小学校のPTAの関係の方も参入させるべきではないのかなと。バランス的な部分も含めますとどうしてもそういうふうを感じるわけで、今回の追加の部分の診療所の所長等も含めて学童と、この2つが基本的に新しく追加になったわけですので、その部分も含めて追加の理由というか、選定の部分の何か理由がもしあれば、ちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 今回追加というようなことなのですが、高木議員のご指摘のとおり、村の子育て支援計画だとか、そんなようなもの関係なのですが、国の段階でいきますと子ども・子育て会議というようなことでさまざまな子育て支援に関する方々が関与する仕組みというようなことで、地方もそれに準じたようなものをつくれというようなことでやってきているのですが、今回バランス的にはPTAというようなことも一つのご意見として当然かなと思うのですが、現実的にここ数年来学童保育だとかの問題がかなり出てきていまして、なかなか解決に向けてしっかりとしたものがないというようなこともあるものですから、幅広いといいますと物すごい人数になっていくようなこともあるものですから、今回喫緊の課題となるべき階層の方にお願ひするということになります。こちらは、あくまでも条例上は16名以内というようなことで、案で示しているのは参考までにこのような構成ですというようなことで示させてもらっているというようなことになりますから、これは時代とともに柔軟に対応はしていけるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今の説明だと、学童保育の部分でいろいろな課題を抱えていますということになりますと、小学校6年生まで対象なわけですから、これは小学校の学童に通っていない父兄の方もありますし、少年団活動の関係等も含めていろいろな関連が逆に出てくることになってくるのだと思うのです。となると、せめて小学校の関連の方を加えてあげるといったようなことに逆に今の説明だとなってくるのかなというふうに思われるのですが、

この辺はおいしい、事業計画の内容も含めて委員会の構成が不十分だと考えれば人数の調整ということは今後また考えていくことにはなるのだと思いますが、その辺も含めてもう一度、よろしくをお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員さんご指摘の部分もありまして、幅広いといえは広がっていくということでもありますし、ただ私もこの委員を村長になる前から務めさせていただいています。どうしても診療所の部分の予防接種あるいは医療関係、子どもの健康状態の部分、それと常に学童の部分でお話が出ます。ここには保護者会長がいないということで、当事者を抜きにして話がどんどん、どんどん、そういう計画策定とかいろんな推進の部分について、私もずっと委員のときからこの部分については改正する必要があるというふうに認識をしておりました。今ご指摘の点もありますし、今後この運用については今後のいろいろな部分も参加者も含めまして検討させていただくということでもありますし、今回についてはこの部分の委員さんを、今後含めてもそうですけれども、追加させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上であります。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 あと加えるならば、幼少期から幼稚園から小学校、中学校と特別支援という形の部分が結構多くなってきている部分がありまして、これは段階的に連携をしていかなければならないというのが昔からの課題であったわけで、そういうことも含めて小中もやっぱり検討すべきだという思いがありますので、ぜひその部分を含めて検討していただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員さんからご指摘ありまして、いろいろな形で障害者の部分については計画も策定しましたし、さまざまな構想もあります。今たんぼぼの会の代表が来ていますけれども、その部分も含めましていろいろと検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 高木議員の関連もございまして、関連質問になりますので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

今説明いただきました資料の構成について、あくまでも増員の案だという説明ありましたが、基本的にはこの議会に提案するということは、12名から16名にするという提案はあくまでも案であっても基本的な方針を示したというふうに私は捉えるべきだと思うし、また提案者もそうあるべきだと思いますので、その点これから検討します。確かに参考にしていただくことも大事ですけれども、原案を出しているわけですから、その責任はきちっと果たしていただきたいというふうに思います。

加えて、本当にダブってしまいますけれども、高木議員とのダブリもありますけれども、私が心配しているのは、確かに児童という、子育てという、子どもという位置づけがこの子育ての構成委員のメンバーから見ると、どこまでが範疇なのだというのがはっきり言って見えません。高校の校長まで入っているということ自体が、では今子育て支援もあるからゼロ歳児から18歳までなのかという解釈にどうしてもこのメンバーからすると捉えてしまいます。そこまでが本当に、更別村子育て委員会としてそこまでの部分がまず必要なのかという部分があります。まず、それが1点、ちょっと疑問があります。

それぞれの幼稚園の関係、認定こども園も含めてPTA会長が入っているということは、まさしく高木議員が言っていたように、小学校、中学校はどうなのだという部分もあります、正直言います。あと、病院の先生は別にして、もう一点、村長が今説明ありましたたんぼぼの会、これは失礼な言い方ですけれども、障害者関係のグループの会長さんだと思うのですが、ではその会だけなのかと言われたときに、そこはきちっと審議を図りながら原案出していただかないと、いろんな会があるはずで、障害者の関係も。そういう部分も含めて、幅広く意見をいただくというのだったら、その底辺を広げてというか、広くないと何か知らないけれども、よくわからない構成になっている。どういう形で、確かに予防だとか健康だとかの状況も含めてと、その理論は理解できますけれども、子育てという全体の枠組みの中で構成するのであれば、私としてはこの委員会の構成についてはいま一度再考していただきたいという、修正していただきたいというご提案を申し上げたいと思います。

それと、もう一点です。この委員会については、押しなべて役員の任期が、長くてもという部分は失礼ですけれども、おおむね1年の任期の構成になっているはずで、高校の先生だとか小学校の校長先生だとかは2年、3年という形でしょうけれども、委員会を運営して、円滑にやって意見を集約して、前向きに推進を図るという中では、1年任期の人がここに構成委員としてどんどん、どんどん入ってくるということ自体が私としては理解できないので、その点の押さえ方。多分各幼稚園だとか、そういう会長だとか、そういう方については2年、3年やる方はいらっしゃらないと思うので、その点の押さえ方はどのような押さえ方をしてこのような構成案で提案しているのかも含めてご説明いただきたいふうに思います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 まず、何歳までというようなことになっているのですが、こちらは子ども・子育て支援法に基づいた委員会となっておりますので、年齢としては18歳の3月31日までということですので、端的に言えば高校3年生というようなことになると思うのですが、一応そこまでが該当になっております。

それと、1年任期ということなのですが、こちらはどちらかというと今までの運営からしますと充て職的な形でその階層の方から来ていただいておりますので、区分によっては毎年かわらない方もいらっしゃるかもしれないし、確かにおっしゃるとおり1年ご

とで交代される方もいらっしゃると思うのですけれども、各団体から出ていただいているというようなことで、その中で引き継がれながらというようなことを想定した中で1年ということになっておりますが、今のようなご指摘とかも踏まえまして、実際もう一度計画に当たっての見直しによっては任期についての考え方も検討しなければいけないというふうに感じております。

以上です。

○議長 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんご指摘のところもありましたけれども、子ども・子育て支援事業の策定の部分の範囲としては、今新関課長が説明申し上げたとおり18歳までの範囲というふうになっております。今この部分についていろいろな事業策定、あるいはさまざまな子育て分野について議論を重ねて、各分野からそれぞれ各界の、校長先生とかいろいろわかる部分もありますけれども、PTA会長さんかわる部分もありますけれども、私はその中で年何回か開催をして、かなり詳しい具体的な内容について議論をし、そして次年度の計画を前年度の反省に基づいてしっかりと行っているというふう考えております。

今回案というふうに書いてありますけれども、この方針でいくということについて私の方針としては変わりはありません。このとおりのご提案を申し上げます。ただ、いろんな部分で先ほど高木議員さんご指摘のところもありますし、今後いろんな部分についていろいろな事業の計画あるいは推進の部分でかかわっている部分があれば、それは検討させていただきたいというふうに申し上げた次第であります。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 再確認も含めてご質問させていただきます。

今基本的には16名の原案で村長が対応したいということでのご提案がございました。ご提案に対して私たちが審議するという形にはなるのですけれども、そこでいま一度確認をさせていただきますけれども、これは検討というよりも、きちっと実施してもらいたいからご提案申し上げますけれども、小学校、中学校、高校、18歳までという今回答いただきましたけれども、それであれば各小学校、幼稚園、認定こども園も含めて、どんぐり保育所も含めて、そういう部分の園長、校長並びにそれにまつわるPTAの会長も含めてという形になりますけれども、ではPTAの会長の部分についてどこで線引きしているのかというの全く見えないのですよ、正直言います。小学校、中学校、高校生までと言っているのだったら、何でその一部だけをもってPTAの会長を入れるのかという理論武装がわからないのです。理解できないのです。だから、再考察をしてくださいというよりも、きちっともつと内部で検討した中でご提案していただかないと、理論的に、悪いけれども、ゼロ歳児から18歳までですよね、一部は校長入れます。多分二、三年で高校の校長や何かはかわってしまうという部分もあるのだけれども、小学校、中学校もあるのだけれども、基本的にそういう部分であれば、更別村子育て委員会ですよね、押さえが。そうすると、

やっぱり更別に根差した人たち、PTAも含めて入ってくるのが理論であって、その根底がきちっと論議されていないと、高校の校長先生、高校と言うと失礼な言い方ですけども、校長先生だとかという部分で、地元のPTAだとか何とかが入ってこないというのはやっぱり違和感があるのです。その点きちっと再考察して、再提出していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 私は、今までの子育て委員会の推進状況等を鑑みまして、今の12名では不足だというふうに思いましたので、新たに下線部、改正後の部分の方にはご意見を賜りたいということでありまして、今回この部分で改正をさせていただきたいということでありませう。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 認定こども園の上更別幼稚園長についてなのですけれども、更別村幼稚園、もともとは上更別幼稚園のときは兼務だったと思うのですけれども、これが新たに幼稚園の園長が案で出てきているのですけれども、これは園長を置かなければいけないのでしょうか。まず、その辺の理由と上更別のこども園の園長をつけた理由をお聞かせください。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 まず、もともと更別幼稚園と上更別幼稚園というようなことで、園としては別々の幼稚園ですので、本来であればそれぞれ園長を置くべきところを更別村の場合は両方兼務というような形で園長さんが行ったり来たりというような、両園を管理していたということがあります。今度4月から認定こども園というようなことで、名称としては認定こども園ですけれども、同じ教育・保育施設が2つありますので、本来的にはそれぞれに管理者である園長を置くというのが原則になります。その中で、今回これから予算の中でも出てきますが、実際認定こども園の上更別幼稚園が保育部門ですとか、子育て部門ですとか、かなり業務の分野が広がってきておりますので、今までのように両園の兼務の園長先生ではなかなか業務管理だとか園の運営がしづらいのではないかというようなことで、新たにそれぞれ置きたいなというようなことで考えております。ですので、その流れの中で両園の園長さんもこの中に入ってもらうというようなことで今回提案させてもらっております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今新関課長のほうから説明ありましたがけれども、保育部門が入ります。ゼロから1、2の部分については命にかかわる部分がありますので、私はしっかりとした管理者を置かなければ、これは住民に対して責任を持ってない、保護者に対して責任を持ってないということから、認定こども園上更別にも園長を置くということで考えております。これ

は、また予算のときに説明させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 僕もこれを予算のときに言おうか、ここで言うべきなのかというところはちょっと悩んでいたのですけれども、基本方針だということなので、加えて言わせてもらいますと、今の説明で責任がある人を置くと、責任ある人を置いたら、ではゼロ歳から3歳まで就学前の子どもがふえたことで何か解決になるのだろうか。もともと今も現実認定こども園で人手不足というものが問題になっていると思うのですけれども、その人手というのは決して園長のポストが人手不足なわけではなくて、現実に子どもを預かる、子どもを現場で見る人が本当に少なくなっている。そういうところで責任の分担ということよりも、僕は現場で働く人たちの処遇改善などをもっともっと考えていったほうがいいと思うのです。というのであれば、準職員の給与、この辺を改めて、予算では大体280万円の予算を園長にかけているのですけれども、そういったところをもうちょっと準職員の給料を上げてあげれば更別村の人員不足は解消されるのではないだろうかとか、まずはそういったことが僕は一番最初にくるのが当然であって、園長を2名にして、子どもがふえたからその責任を分担するというのはちょっと間違っているのではないかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 そこで働く職員に対する処遇は当然なのですけれども、それとは別にその施設の管理者、例えば小学校あたりでも校長先生が両方兼務していて日々いないだとかということにはならないので、そこはちょっと切り分けて考えていきたいなと思っておりまして、子ども、特に先ほど村長も言いましたが、ゼロから2の小さな子どもも預かるというようなことですので、その場の管理者、責任者というのは当然必要になってくると思いますし、それと別建てでそこで働く職員については最低限必要な職員のことは当然確保しなければいけませんし、あと給与面につきましてはどうしても行政職というようなことになりますから、村の全体の給与の仕組みの中である程度決まってくるものですから、それはまた別立ての話になってくるのかなと思うのですけれども、一応私としても結果的には子育て応援課が所管とはなっておりますが、実質現場で日々動くのはやはり現場のことになりますので、私方はそういう部分の管理というのは現実的にできないのかなと思っております。現場にいて、その場で業務を管理するというような職員が必要なのかということによって思っておりますので、これは必要な職員というようなことで考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 村側の考えと住民の考えが僕はここで違うところなのかなととても思います。なぜなら、私ももちろん自分が子どもを育てて、幼稚園行ったり、保育園行ったりしていたのですけれども、そういったところで園長、上更別にも更別にも1人置いたほうが

いいよねなんて僕は一度も聞いたことがないのです。それであれば、先生方、退職者もおられますよね、途中で病気したりだとか。そういったことも考えれば、どこかその処遇の改善というのが当然必要なかなと思っておりました。準職員に対してでも、村の行政の縛りということからなかなか見直すには難しいところもあったということで私は今まで理解していたのですけれども、そこをある程度ないがしろにしてと言ったら失礼ですけれども、村の考えと住民の考えがかけ離れているなというところが私はどうしてもぬぐえないのですけれども、その辺説明できましたら、最後にお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員のご指摘なのですけれども、園長の部分と、それと職員の待遇の部分もありますけれども、その部分やっぱりしっかりと考えていかなければいけませんし、ご指摘の部分もしっかり勘案して検討していかなければなりません。ただ、いろんな管理運営に関しては、やっぱり責任者という者も必要ですし、いろんな部分にかかわって、認定こども園の場合これは必要であるというふうに感じております。今言った職員の処遇の問題等々も含めまして、その部分を勘案しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 いろいろ質問出て、私のほうもちょっと混乱しているというか、理解できないところもあったので、確認の意味で質問させてください。

安村議員の言っている構成についていろいろありました。定義づけも含めてですけれども、再構築という部分での検討の中なのですが、条例では16名の提案でございます。ここは条例提案ですから、質問の中ではなかなかあれなのですけれども、あくまでも資料にあります案について再構築というふうに理解して、それが今回検討されるのか、されないかということについて再確認させてください。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 今回につきましては、案というような書き方の表現がどうだったかということもあるかもしれないのですが、一応こういう形でやりたいというようなことで、全く白紙でただ16名というようなことで資料として用意させてもらっていますので、一応こういう形で新年度は行いたいというようなことで提案させてもらっております。

○議 長 執行者のほうは、村長も含めて再構築はしないという発言をいただいています。

ほか質疑。

◎動議の提出

(「議長、動議」の声あり)

○議 長 太田さん。

○2番太田議員 休憩をお願いしたいと思います。

この辺の方針に変わりはないということなのですが、上更別幼稚園の園長について、これはここで決めるのか、これからの予算でその金額出てくるのですけれども、それをここで判断しなければいけないのか。もしくは、それを判断したときにこの人数でいくということならば、ここは変わらないということになりますよね。ということは、本予算でそこを反対する、しないということの有無はどうなるのかということがちょっとわからないので、休憩をいただきたいのですけれども。

○議 長 今2番、太田さんから休憩の動議が出ていますけれども、賛成者の方あれば。
(「賛成」の声あり)

○議 長 ただいま2番、太田さんから休憩することの動議が提出をされました。この動議は賛成者がありますので、成立をいたしました。

休憩の動議を議題として採決をいたします。

お諮りをいたします。本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
それでは、暫時休憩といたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の発言の途中でしたので、質疑のある方はどうぞ。質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 本議案第14号の更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして反対の意見を述べさせていただきます。

冒頭で種々ご説明いただいた内容等を勘案したときに、これから特に重要視されるべき更別村の子育てに関する委員会構成について、メンバーについて、私はもっと幅広く、村長の村政執行方針にも述べてありますように、幅広く村民の意見を聞くという中の部分で、幼稚園、保育園から始まって高校までという、18歳までという中の押さえ方をして子育ての委員会を運営するのだという趣旨を勘案しますと、そこはメンバーの構成としてはもう

少し多くのメンバーが入ってきてしかりではないかという判断をしています。行政サイドが今提案している部分については、僕としてはそういう部分の内部の検討並びに判断の中で欠落している部分があるのではないかという判断のもとで、本議案の12名を16名にするという提案については反対をさせていただきたいと思います。

○議 長 次に、賛成者の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 私は、今回の議案第14号については賛成の立場であります。

改正後の中身に関しては、先ほど来から人数的に不足している部分もあるのでないかという意見もあります。私も少ないよりも多いほうが良いということを考えましたけれども、多ければいいというものでもないわけでありますから、問題だとか課題が生じたときに、そういったときに必要に応じて今後ふやしていくという考え方があれば、私はこの議案については16名で賛同したいと思います

○議 長 次に、反対者の意見があれば。

2番、太田さん。

○2番太田議員 私は、安村議員の反対意見に賛同するものです。

そのほかにも、この構築、委員会の構成のあり方というところに疑問を持つものでもありますし、この辺は一度持ち帰って再構築して、果たして本当に12名から16名にふやす、その構成員は正しいのか、本当に必要なものなのか、それが住民のためになるのかということをも改めて提出していただきたいと思いますので、反対させていただきます。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 私は、賛成の立場で討論いたしたいと思いますが、この条例は平成13年にできているというふうに思っております。そういう中で、十数年たった中で、現在課題、またいろいろな意見を聞くということで16名にしたいというご意見なのでございますので、私は賛成をしたいと思います。また、先ほど上田議員が言われましたように、新たな課題が出てきたときにはそれなりにまた考えたらいいのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今回の条例の一部改正につきましては、12名から16名ということで、行政側、村長も含めて今の委員会では十分に検討するのが難しいので、各関係、諸問題を抱える団体も含めて追加をしたいということで増員の提案をされたと思っております。この増員の部分に関しては、何回もその都度、その都度増員をしてきているわけで、それは今後皆さんが言うように課題があるときにはふやしていただきたいなと思っております。た

だ、今回参考資料ということで構成メンバーが資料として出たことで、このメンバーでいきたいという断言もされたことで今回さまざまな思いが皆さんあるとは思いますが、今後課題等がもし出てきた場合についてはきっちりと人数も含めて検討していただきたいということで、今回の4名の増員については賛成をしていきたいので、一部改正について議案に賛成したいと思います。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、賛成者。

4番、織田さん。

○4番織田議員 私は、この原案に対して賛成の立場です。

先ほど賛成されている意見の中で皆さん言われているように、今回12名でいろいろ不備があって、16名に増員というか、4名ふやして、子育てについていろいろ話し合い、協議をしたいということで4名ふやしたということなのですけれども、今後この16名の中で何年か恐らく進めた中で不備な点、あるいはどうしても人数足りないのだという点があればまた改正案を出してもらいまして、そのとき論議したっていいと思います。

以上です。

○議 長 原案に対する反対者があれば。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これをもって討論を終了させていただきます。

これから議案第14号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本件は、起立によって採決をさせていただきます。

本案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがいまして、議案第14号 更別村子育て委員会条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決をされました。

◎日程第22 議案第15号

○議 長 日程第22、議案第15号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第15号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定

の件であります。

更別村後期高齢者医療に関する条例（平成20年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合以外の区域に住所を有する者に係る保険料を徴収するため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の適用を引き継ぎ、本村が保険料を徴収すべき被保険者とするものであります。（2）、所要の規定の整理を行うものであります。

次のページをごらんください。次ページは、更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

更別村後期高齢者医療に関する条例（平成20年更別村条例第2号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表でご説明を申し上げます。現行、第3条の保険料を徴収すべき被保険者の部分にありまして（2）の部分であります。高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項「又は第2項」から下線部の部分、さらに、の規定の適用を受ける被保険者であって、「これらの規定の適用を受けるに至った」、下線部、際、本村に住所を有していた「者」、下線部の部分に加筆修正をさせていただきたいというふうに思います。改正後は、（2）といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項以下、下線部「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加筆します。の規定の適用を受ける被保険者であって、続いて下線部「病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした」という部分、そして最後に、本村に住所を有していた「被保険者」、下線部の部分を加筆するものであります。

続いて、（3）、下線部「法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本村に住所を有していた被保険者」を加筆するものであります。

さらに、（4）、「法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本村に住所を有していた被保険者」を加筆するものであります。

さらに、（5）、下線部「法第55条の2第1項の規定を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」という下線部をつけ加えるものであります。

続きまして、旧でありました附則の部分の下線部及び第3条の部分削除及び改正ということでありまして、附則の部分は第2条の（延滞金の割合の特例）、第3条を第2条に書き改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第23 議案第16号

○議 長 次に、日程第23、議案第16号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第16号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの受給者の助成の額を、更別村子ども医療費の助成に関する条例（平成17年更別村条例第15号）に合わせるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの受給者は、子ども医療費の助成と同様に一部負担金を助成対象とするものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医

療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年更別村条例第8号）の一部を次のように改正するものであります。

対照表に従って説明させていただきます。現行、第4条、助成の額の部分で上から4行目にあります下線部、ただし、満15歳に達するところの「満15歳」の部分改正後、ただし、下線部「満18歳」、15歳を18歳に書き改めさせていただきたいというふうに思います。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第16号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第24 議案第17号

○議 長 次に、日程第24、議案第17号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第17号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国民健康保険の制度改正（都道府県単位化）に伴う国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に対応するため、この条例を制定しようとするもので

あります。

2の要旨といたしまして、(1)、都道府県単位化に対応するため、村が行う国民健康保険の事務と明記するものであります。(2)、葬祭費を北海道統一の支給額とするため、「10,000円」を「30,000円」に改めるものであります。(3)として、国民健康保険事業基金を給付に要する費用の財源から、事業の円滑な運営に充てるものに改めるものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表に従いましてご説明を申し上げます。第1章、村が行う国民健康保険、現行下線部、空白となっておりますが、改正後、第1章の下線部の部分に国民健康保険「の事務」ということで加筆させていただきたいと思っております。

現行の（村が行う国民健康保険、下線部、空白の部分に改正後、村が行う国民健康保険「の事務」という下線部を加筆させていただきたいというふうに思います。

続きまして、葬祭費、第9条でございますけれども、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、下線部「10,000円」を支給するの下線部を改正後は「30,000円」を支給するに改めるものであります。

続きまして、第14条の設置の目的であります。現行、国民健康保険事業の後述部門ですが、「保険給付に要する費用の財源に不足を生じたときの財源を積立てる」の下線部の部分を左の改正後、国民健康保険事業の「円滑な運営に資する」ため国民健康保険事業基金を設置するというふうなことで、削除並びに加筆をさせていただきたいと思っております。

現行、第14条の2、基金はから5行目以降の下線部の部分を現行、第14条の2、基金以降下線部「として積み立てる額は、更別村国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算で定める額」とするに改めるものであります。

さらに、第14条の6、現行の下線部「第14条の2の限度内の基金は、保険給付費に要する費用に不足を生じたときに」の下線部の部分を削除、加筆いたしまして、改正後は第14条の6の部分で下線部「村長は、第14条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を」を修正加筆しまして、処分することができるに改めるものであります。

続いて、2ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第17号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第25 議案第18号

○議 長 次に、日程第25、議案第18号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第18号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険条例（平成12年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）の一部改正により、更別村第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の円滑な運営を図ることから、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率について、保険料基準月額5,500円となるよう改正するものであります。（2）、令第38条第1項第7号と同項第8号に掲げる者を区分する基準所得金額について、「190万円」から「200万円」に、同項第8号と同項第9号に掲げる者を区分する基準所得金額について、「290万円」から「300万円」となるように改正するものであります。（3）といたしまして、令第38条第1項第1号に該当する者にかかる平成30年度から平成32年度までの介護保険料率の保険料基準月額に乗じる割合について、0.5から0.05を減じた0.45となるよう改正するものであります。

なお、安部保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第18号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

1 ページをごらんください。第2条では、介護保険法施行令の改正による条文の整理と平成30年度から32年度までの介護保険料率を定めるものです。サービス料の増加ですとか、これはさきに一般行政報告しました第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画66ページに載せておりますが、30年から32年にかけて1,600万程度ふえるということも含まれます。それに介護報酬の0.54%の増改正、31年10月からの消費税の引き上げ、介護職員の処遇改善により、第7期の事業計画では第6期の基準額4,500円より1,000円増の5,500円というふうに規定しております。

この中の第2条第1項第5号が基準となる額でございまして、表では減額で6万6,000円と規定しております。なお、所得段階については、国が示す標準的な9段階を設定し、1号から9号までが国の示す保険料の割合の額となっております。

同条第2項、第1項第6号に定める保険料に対する所得金額の上限、これを120万、3項では所得金額の上限200万、4項では所得金額の上限を300万円とする規定としております。

2 ページをお開きください。第5項では、第1項第1号の被保険者の保険料軽減額3万3,000円をさらに0.5%落とし、2万9,700円と規定しているものでございます。

第4条第3項につきましては、介護保険法施行令改正に伴う文言整理でございまして。

第21条は、過料規定の改正でございまして。資格や保険給付、保険料等に関し調査が必要な物件の提出等を求めることに対し、正当な理由なく拒否等をした場合に過料を科する条文です。今までは65歳以上の第1号被保険者にのみ適用されていたものが現在40から65歳未満の第2号被保険者自体のサービス利用の増加により、市町村の質問権を第2号被保険者まで含むこととし、被保険者とされたものでございます。

3 ページをお開きください。なお、平成30年度以降の保険料に係る改正のため、附則1項で施行月日を30年4月1日とし、2項では改正後の保険料の適用を平成30年度分からする旨を規定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいた

します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第26 議案第19号

○議長 日程第26、議案第19号 更別村歯科診療所条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第19号 更別村歯科診療所条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村歯科診療所条例（昭和48年更別村条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、民間の効率的、効果的な手法を活用し、経費の節減や住民サービスの向上を図ることを目的として、更別村歯科診療所の管理運営を指定管理者に行わせるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村歯科診療所において、指定管理者を募集するために必要な事項を定めるものであります。

なお、別紙資料を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、安部保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第19号 更別村歯科診療所条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

1ページをごらんください。第4条第4号では、歯科診療の実情に合わせ、薬剤の投与のほかに、「又は治療材料」の投与「及び支給」という形で文言を追加するものでございます。

第5条第1号では、指定管理者制度に移行したときの診療報酬を使用料とする旨を規定しています。

また、第5条第2項については、文言の整理ということにしております。

第7条では、診療日及び診療時間を指定管理者との相談において迅速に改正するため、規則に委ねることと規定しております。

2ページをお開きください。第8条では、公の契約で損害賠償とする文言整理を行いました。今は弁償という言葉は公的には使われていないということで、損害賠償ということ

に直しております。

第9条は、指定管理者による管理についての条文の追加です。

第10条以降第17条までは、指定管理を行うに当たり定めなければならない事項を規定しております。第10条は指定管理者の受け取る利用に係る料金、利用料金を規定、第11条は指定管理者が設置目的を効果的に達成するため、物品販売等の事業を行える規定、第12条は利用料金の減免の規定、第13条は第5条の除外規定、第14条は指定管理者が行うべき業務に関する規定、第15条では指定管理者が行う施設管理の基準に関する規定、第16条は期間満了及び指定取り消し時の原状回復義務に関する規定、第17条は個人情報保護規定を追加しております。

4ページをごらんください。第9条から第17条を追加したことにより、現状の第10条を第18条へと条番号の変更をいたしております。

附則1項にて条例の施行日を公布の日とし、2項は経過措置として現状の管理委託に関する経過規定を定めております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第19号 更別村歯科診療所条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第27 議案第20号

○議 長 日程第27、議案第20号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第20号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条

例制定の件であります。

更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年更別村条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、現行手数料（平成29年4月1日改定）について、昨今の社会情勢や生活様式の変化に対応するため新たに手数料を設定し、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、一般廃棄物処理手数料を次のように改正するものです。（1）、燃やせるごみについて、「5リットル袋」を追加し、手数料を「20円」と設定するものであります。（2）として、燃やせないごみについて、「5リットル袋」を追加し、手数料を「20円」とするものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例であります。

更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年更別村条例第28号）の一部を次のように改正するものであります。

現行の別表第1（第18条関係）の燃やせるごみ、燃やせないごみの表を改正後、燃やせるごみのところに5リットル袋、20円、同じく燃やせないごみの枠に5リットル袋、20円をそれぞれ加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これにて討論を終わります。

これから議案第20号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第28 議案第21号

○議長 日程第28、議案第21号 更別村収入証紙条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第21号 更別村収入証紙条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村収入証紙条例（平成15年更別村条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴い、5リットル容器を追加することにより、証紙の種類を新たに設定するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、証紙の種類について、「20円」を追加するものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村収入証紙条例の一部を改正する条例であります。

更別村収入証紙条例（平成15年更別村条例第29号）の一部を次のように改正するものであります。

現行の第3条、証紙の種類及び形式、証紙の種類は、下線、そして40円、80円、120円、160円、500円、次の下線部、5種類とするを改正後、第3条で40円の前に「20円」、そして「5」種類を「6」種類というふうに加筆をさせていただきたいというふうに思います。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第21号 更別村収入証紙条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第29 議案第22号

○議長 次に、日程第29、議案第22号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第22号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村個別排水処理施設管理条例（平成14年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村個別排水処理施設設置条例（平成14年更別村条例第13号）を廃止し、更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号）を施行するに伴い、排水処理施設を定める条文を改正することから、更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります

2の要旨といたしまして、更別村個別排水処理施設設置条例を平成30年3月31日に廃止し、更別村公営企業の設置等に関する条例を平成30年4月1日に施行することに伴い、第2条中に定める排水処理施設に係る条文を「更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号）第4条第5項第2号に規定する処理施設」に改めるものであります。

次ページをお開きください。次のページは、更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例であります。

更別村個別排水処理施設管理条例（平成14年更別村条例第14号）の一部を次のように改正するものであります。

現行、第2条、用語の定義の部分の第1項の（1）でありますけれども、排水処理施設以降の下線部の部分を改正後、排水処理施設の後段であります、「更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号。以下「設置条例」という。）第4条第5項第2号に規定する処置施設」という下線部のとおりに加筆修正をさせていただきたいというふうにならざるを得ないと思っております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第22号 更別村個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第30 議案第23号

○議 長 日程第30、議案第23号 更別村水洗便所改造等資金融資幹旋条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第23号 更別村水洗便所改造等資金融資幹旋条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村水洗便所改造等資金融資幹旋条例（平成12年更別村条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村個別排水処理施設設置条例（平成14年更別村条例第13号）を平成30年3月31日に廃止し、更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号）を平成30年4月1日に施行することに伴い、処理区域を定める条文を改正することから、更別村水洗便所改造等資金融資幹旋条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条中に定める処理区域に係る法令及び条例を「更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号）第4条第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号に規定する処理区域」に改めるものであります。(2)といたしまして、第7条中「前項」を「前条」に改めるものであります。

次ページをお開きください。次ページは、更別村水洗便所改造等資金融資幹旋条例の一部を改正する条例であります。

更別村水洗便所改造等資金融資幹旋条例（平成12年更別村条例第46号）の一部を次のように改正するものであります。

現行、まず第1条の目的にありますこの条例はから4行の部分の下線の部分を削除あるいは改正しまして、改正後、第1条、この条例は以降下線部「更別村公営企業の設置等に関する条例（平成29年更別村条例第20号）第4条第3項第1号、同条第4項第1号及び同

条第5項第1号に規定する処理区域」に改めるものであります。

さらに、第7条の貸付の決定及び通知の部分で、第7条、村長は、前項とありますけれども、この「項」の部分の改正後は前「項」から前「条」というふうに改めさせていただきたいというふうに思います。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第23号 更別村水洗便所改造等資金融資幹旋条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第31 議案第24号

○議 長 日程第31、議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村水道事業給水条例（平成10年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村営農用水給水条例（昭和49年更別村条例第11号）を廃止することに伴い、水道料金の用途区分に係る条文の整理が必要なことから、更別村水道事業給水条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村営農用水給水条例を平成30年3月31日に廃止すること

に伴い、更別村水道事業給水条例別表第1中「業務用」の次に「及び営農用」を加えるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。

更別村水道事業給水条例（平成10年更別村条例第7号）の一部を次のように改正するものであります。

別表1の現行、第20条関係、簡易水道の用途別料金表の部分で、用途別の部分で家事用の下に業務用の部分がありますけれども、この部分に業務用の後に「及び営農用」をつけ加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第32 議案第25号

○議 長 日程第32、議案第25号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第25号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件であります。

更別村地域創造複合施設の指定管理者を次のとおり指定するものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称、更別村地域創造複合施設（地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館）であります。

2といたしまして、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人北海道熱中開拓機構、代表理事、木野村英明。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、資料のほうを提出しております。議案第25号資料の1ページをお開き願いたいというふうに思います。資料（議案第25号）、1、公の施設の名称及び所在地、名称については更別村地域創造複合施設（地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館）であります。所在地、更別村字更別南1線93番地38。

2、選定概要、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の理由により、公募によらない指定管理者候補者とする。

3、候補者選定過程、（1）、受付期間、平成30年2月6日火曜日から平成30年2月19日月曜日まで。（2）、指定管理者選定委員会、日時、平成30年2月26日月曜日14時から16時15分、内容、申請書の内容確認、面接選定、審査であります。

4、審査方法、（1）として、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員6名による審査とする。（2）、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定とする。（3）、各委員の採点の合計点数（350点満点）により審査結果とする。（4）、選定水準は、合計点数140点以上とするものであります。

2ページをお開きください。このページからは審査結果、選定基準、審査事項、審査項目について記載をしてあります。選定基準の部分で第4条の第1号、第2号にかかわる部分、そして3号、4号にかかわる部分、それぞれ審査項目に従いまして点数を表示しております。3ページもそのような部分であります。4ページをお開きください。合計点数が214点であります。

6、選定結果、審査結果のとおり選定委員会の総意により、「一般社団法人北海道熱中開拓機構」を適当と認め、候補者に決定したものであります。6の選定結果ですけれども、合計点数の選定水準を上回っていることから候補者に決定したものであります。

以上、提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 指定管理者は熱中機構になり、ここで更別村地域創造複合施設全般にわたって委託することになると思うのですが、もちろん草刈りは熱中機構で行っていく、そのほかにも周りについている柵というものに景観、入り口等も含めまして問題があ

と思います。そうした中で、なかなか柵の撤去については予算がつきにくいなど、そういった状況もあったのかなと思います。そういったことも考慮して、この状態で指定団体に渡すということになりました。この柵についてなのですけれども、熱中機構の特性を生かして授業で生徒を呼び合っただけで柵を取ってもらうように促していったりするのかな、もしくは村でそういったお金を今後見直しをつけていこうと思っているのかな、その辺の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 太田議員おっしゃるとおり、柵、できれば工事費の中で撤去できればというようなところはあったのですけれども、予算の関係でそれらについては現況というような形になりました。基本的には村の施設ということなので、村のほうで何かの際に可能であればというようなことも今後検討とは思っておりますけれども、議員ご提案の中にあります生徒のご協力であったり、そういったボランティア的なところが可能であるならば、こちらからも呼びかけしていきたいなというふうに今後考えていきたいと思います。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今般の公募によらないで指定管理候補とするという形のご提案でございます。この部分の複合施設については、当初の計画段階から、とりあえず複合施設の計画段階、あるいはそれぞれの運営にかかわる規則等も含めて委員会あるいは議会で協議し、そういう部分の指定管理ということで、29年の第1回の臨時会で指定管理するというご提案がございました。ただ、その前段の中で、私の記憶の中でしかないのですが、多少の言い回しの違いはあるかもしれませんが、この複合施設のあり方論についてかなり委員なり議員から意見が出たはずでございます。なぜかという、宿泊施設も含めて、物産館も含めてということで、地域の活性化にどう根差していくかという課題があるのではないかと。その中で、村がどのような関与の仕方をしながら地域の活性化のためにこの施設を利用拡大できるのかという部分を十分考慮し、検討し、その方針を定めていただきたいというような要望もあったはずでございます。その中で、あえてこのような一般公募によらないであくまでも包括して指定管理をしているという部分の理解といいますか、そのあり方論について村の考え方、私どもが想定している分と多少違う部分で動いている部分がございますので、その点の補足説明をいただきたいというふうに思っています。

審査結果は、これは委員さんの評価ですから、最終的に140点以上の部分で、6番目にございますように、それなりの214点ということでクリアしていると言いますけれども、基本的に今やっている熱中機構の事業自体が熱中小学校を中心とした、いわゆる学びの場を中心とした事業展開を図っているということもあります。それと、そこに指定管理させても人員的な部分の課題も僕はあるやに感じております。総体的には専任も含めて2名なり3名なりの体制の中で、これまでの多くの施設管理を含めて、公募によらないで指定管理者を絞るという形はどうも今の説明の中では理解できるものではございませんので、その点

の補足説明もお願いしたいというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 公募によらず指定管理者の候補者を選定した理由ということでございますけれども、更別村地域創造複合施設は民間ノウハウによる利用者の利便性、利用率の向上、管理費用の軽減を図るため、指定管理者制度による管理運営を行うことを考慮し、施設の設置及び管理に関する条例を制定しております。地域創造複合施設は、管理経費等の軽減を含む施設の安定的管理や利用者の利便性を高める施設レイアウトなど、自由度の高い運営を行える指定管理者制度の優位性を生かしていくことはもとより、十勝さらべつ熱中小学校の事業を適正に継続して実施していくことが主目的でございます。地域創造センターでは、サテライトオフィス、シェアオフィスについて熱中小学校の授業に関連する生徒や講師、企業が利用しているところでございます。また、今回指定管理を行うこととしております地域交流センター、未来型物産館など、敷地内全ての施設運営は十勝さらべつ熱中小学校の事業運営、交付金終了後の自主自立に向けた自主事業の取り組みに直接的に影響を受けるものでございます。また、本施設の整備は、全国の広域連携事業として位置づけた実施計画、地域再生計画の数値化に関連して整備するとしたものでありまして、全国の熱中小学校との連携性も高く、統一した方針のもとに業務を行う必要があることから、熱中小学校の運営を担う北海道熱中開拓機構でなければ本業務の効率的かつ確実な履行が期待できないものと判断したものでございます。したがって、条例の第5条の規定によりまして、公募によらず指定管理者の候補者を選定したところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 非常にまじめな回答いただきまして、理由的な部分が竹を割ったようにと申しますか、きちっとした説明していただいたのですが、この部分の複合施設については地域密着型が基本であってという提案をしてきた部分があります。それが熱中機構が更別に入ってきてどう展開するかという部分を含めて、運営を含めてということで、どう見てもこのやり方だと最初から出来レースと申しますか、最初から熱中機構ありきの部分の提案をしていたのではないかと申します。当初そういうことはないというような部分も含めて適正に管理も含めた中で考慮していくというご意見をいただいておりますけれども、基本的に熱中機構自体の業務は日々あるかもしれませんが、今の熱中機構の中の熱中小学校という部分のポイント的なものをつまみ出せば、1ポイントを言えば結局土日しかやらないわけですよ、基本的に。人も呼びます、何も呼びますといっても、その効果と申しますか、効果に近いものを含めて、どうしても指定管理、公募によらないという部分の捉え方が私にはちょっと理解できないというよりも、余りにも乱暴過ぎないかという気がするのです。

未来型だとか、熱中小学校にかかわる関係企業が入ってきて未来型も含めて何か運営しますと、それはいいかもしれないけれども、宿泊施設あるいは物産の部分、サテライトも

含めてということになれば、これはやっぱり住民参画で、あくまでも主体に置いて町なかをどうしていくかという部分の発想がなければ、熱中機構が全てやってください、熱中機構に任せるという理論もわからないわけではないです。わからないわけではないですけれども、これでは住民参画、更別村の村民参画の展望というのは全くないというふうに思わざるを得ないのですけれども、その点、確かに運営も含めて、熱中機構も含めてきちっと自立させてあげなければならないという部分ありますけれども、そこは施設は村が全て投資をしているわけです。投資をしている中で、住民参画、更別村の村民がどう関与できていくかという部分がきちっとそこに位置づけがなければ、この指定管理というものについては公募ではなくてやっぱり一般入札すべきで、公にすべきであって、それを何条にあるから、それに基づいて公募によらないのだと、それはちょっと乱暴過ぎるような気がするのですけれども、その点の見解についてちょっとご意見いただきたいと思います。

○議 長 ほかの議員さんで関連があれば受けたいのですけれども、よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 安村議員ご指摘の部分なのですけれども、こちらのほうで十分な説明が不足していましたら大変申しわけないことなのですけれども、まずあそこの施設一帯が地域創造複合施設ということで、地域創造センター、校舎の部分がまず先行してできました。ただいま整備している宿泊施設であったり、コンテナの施設であったりということで、年次がずれて整備されたということにはなっております。しかしながら、あそこ一帯が、全体が地域創造複合施設というものですので、そういった中では指定管理を請け負う事業者が2つ入るとするのは非常に考えにくい部分でございまして、なおかつ前段総務課長から話ありましたようなこととございまして、施設の効率的な利用であったり、利用率の向上、管理費用の軽減等を踏まえた中で公募によらないというようなところを選択しているところでございます。また、加えて、あそこの施設一帯が十勝さらべつ熱中小学校の事業運営に非常に密接に絡むものでございますので、そのような形で判断をしてきたところでございます。

また、地域の活性化という部分では非常にご指摘いただいたとおりでございまして、まだまだ十分に村民の方の理解であったり活用であったりというのが不足しているのかもしれない。これについては、指定管理を受けている熱中機構もそうですけれども、村としてもいろいろな点でかかわって、村民の方の利活用が進むようにいろいろな取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

また、熱中小学校の生徒として入られている方からも、昨年の12月の授業の中でいろいろな、ホームルームという形ではあったのですけれども、村と生徒の方のかかわりという中で、例えば生徒の方が村内の施設をいろいろ見て回るですとか、一緒になってイベントをやっていくといったようなさまざまな提案をいただいております。そういったことを村としても一つでも二つでも実現していくような形をつくっていきまして、また村民の方に

も多く参加していただいて、より村の中の活性化に資する施設ということで認知されるように努力していきたいというふうに考えております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今企画課長からご説明いただきましたけれども、内容的な行政の考え方というのは十分理解しているつもりです。ただ、私が危惧しているのは、指定管理にかかわるものだけではなくて、村の施設であって、それなりの管理は指定にそれなりにさせてあげたいと、それなりにするという提案でございますけれども、ただ私が言いたいのは、一般公募にしなくて、あくまでも一般公募によらないという部分の位置づけが私にとっては非常に不可解な部分があるのです。

といいますのは、別に熱中機構に指定管理してもいいです。いいですけども、そこに今説明あったように、熱中小学校の百何人、半年に1回ですよ、生徒募集は1期、2期も含めて更新されていきますよね。当初から百何名生徒が申し込みありました。150人なり160人なりいました。失礼な言い方ですけども、そのうちの村民が三十何名しかいません。第2期募集しました。百何名いました。村民が二十何名しかいません。熱中機構の役員やっている方もいらっしゃる。そういう面も勘案すると、私はこの施設の部分の運営あり方論について、確かに村も適正に指導なり関与はしていくと言いますが、そこは熱中機構に任せてしまうという形にしてしまうと、それは生徒中心になってみたり、熱中機構の構成員が中心になってということで、では一般村民が物産だとか、マルシェだとか、いろんな部分も含めて自由に参画できるのかということ、僕はそういうふうな短絡的な発想にはならないと思うのですよ、正直言って。それをうまくやりますというのだったらいいです。村が関与してうまくやりますと、拡大もさせますと自信持って言ってくれるのだったら、それはそれで構いません。

構いませんけれども、ただ私が危惧しているのは、熱中機構の熱中小学校の学びの場って基本的には何があれ、かにかがあれ、土日しかないのです。土曜日なのです。土曜日の午後からなのです。半日です。その中で、百何人いる中で毎回毎回来られる方が60人いるのか、50人いるのかわからない。村民の方も生徒になっていて、その方が三十何人いたら、全員出席しているかどうかかわからない。そんな中で、この部分を全体を熱中機構に任せて、村の活性化のためだ、村の向上のために村民に開放しながら、それを村の活性化のためにやるのだと、その論点は少し乱暴だというよりも、私の中では理解できないというか、解釈できない部分なのですけれども、そこは村がしっかりやりますと、そういうものがあればまた別なのですけれども、この状態で公募によらないで指定管理させていくという部分も含めたときに、非常に極めて不安材料があると思うのですけれども、その点確かに、しつこいようですけども、審査結果の中の審査員がそれぞれの判断をもって点数つけていただいたと思うのですけれども、そういう部分で商売という部分では未知数な部分で非常に高点数を熱中機構は上げているわけです。何もやっていない中で判断材料として非常に高い点数いただいているのです。だから、それらも含めたときに、それを単純にそれが

正しいだとか、受け方がいいとかでなくて、村としてどう解釈していくのだという立場的なものをきちっとしていただかなければ、僕としては指定管理という部分を考えたときに、これだけのお金を投資しているわけですから、実質的に村民参画型が前提にあつての仕込みであつてほしいという要望も含めてもう一度説明させていただいて、終わらせてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんご指摘ありました部分、本当に考えていかなければならない部分もあると思います。ただ、私としては、当初この熱中小学校に関しては、地域の活性化、村の活性化、ひいては交流人口あるいは関係人口の増加、あるいは経済効果等を含めましてさまざまな形で、これが人材育成のみならず、さまざまな活性化の部分につながっていくということでこの部分は村としても推し進めているわけでありまして。

先ほど指定管理者の部分についての一般、あるいはよらない部分については総務課長がお答えしたとおりであります。全国の熱中小学校との関連もあります。再生計画等の関連もあります。そういうような部分と同時に、一体となって国に対してそういうような形で計画を提出しておりますし、また個々の部分につきましても今全てが完成にまだなっておりません。宿泊施設等々、いろんな名称ついておりますけれども、マルシェとか、いろんな部分でその部分は4月以降に全て完成をするということになります。その運営についてもやっぱり一体的に地域創造複合施設としてしていかなければなりませんし、でき上がるマルシェ、あるいはいろんな物産等々を含めまして、これは村の方に積極的に私もいろんなところで話をしておりますけれども、実際に参画させていただいて、その中でどんどん、どんどん活用していただければありがたいというふうに思いますし、生徒の中にも起業を目指している者、あるいは村の中でそういうような企業、あるいはいろんな事業を展開したいという方もたくさん来ております。

むしろ、学ぶこともそうですけれども、学びから私は化学反応ということで、極めて抽象的な言葉を使いますが、その中でいろんな特産品とか、人口がふえてきたり交流人口がふえたりという関係効果等々含めましていろんな変化が起きています。本格的には4月の部分で施設等々が整ってからということになりますけれども、必ずや今大型遊具、あるいは村内に訪れている方々がその部分からまたいろんな部分でいろんな変化が起きていくのではないかとこのように思います。その部分におきましては、熱中開拓機構が熱中の部分として、私は交付税ありきということではありません。目標を達成するためにこれを一つのソースとして村の中でやってもらいたいということでもありますし、その部分では自立に向けた全国展開も含めまして、横展開も含めましてしっかりと展開をしていかなければならないと思います。

土日と言っておりますけれども、ほかの曜日にも来ております。クラブ活動と称して、村のあちこち、あるいは管内での活動、宿泊、あるいは後から、終わりましたからのいろんな会合等々に村の施設を活用したり、そういう部分も使われております。その部分では

まだ始まったばかりではありますけれども、村もいろんな形でこの部分の目標、方向性をしっかり堅持しながら、熱中開拓機構に今なりましたけれども、その部分でやっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今安村議員さんの質問とダブるところもあるかもしれませんが、私はとりあえず2点聞きたいと思います。

熱中、もう既に始まって1年ですか、住民の話を聞きますと、正直言ってちょっと住民の考えと乖離しているといいますか、参加している人はわかるのですけれども、一般の住民の方は何やっているのですかという、我々関係ないですという意見が結構聞かれるわけです。そこが先ほど村長が答弁されましたように、住民との接点を近づけていこうという話だと思うのですけれども、先ほどからマルシェだとかいろいろ出ていますけれども、先に熱中が、今回は熱中機構ですか、そこが企画して、どうですかということになりますと、参加というか、協力する体制の住民との間の距離ができるのでないかと。どうしても目上目線、おまえら、出してくれよという、参加してくれよということが起きるのでないかという不安がまず1点あります。その辺はこれからの問題ですけれども、住民との距離を近づけるとともに、別に熱中で学習しなくても、いろいろ物を出したり、買ったり、参加してもらおうという形をとらなければならないと思うのですけれども、それにつきましては先ほど安村議員さんも言っていますけれども、住民参加をしないでいきなり指定管理を求めたのはどうかなという、ここにちょっと不安は残ります。

もう一点は、条例の第4条あたりに収支の話が出ています。ここで確認したいのですけれども、指定管理を行った場合恐らく、これ私の考えですよ、成り立っていないと、収支面で。ということが起きたときに、これは村がじゃぶじゃぶとは言いませんけれども、かなりの支援をして何だかんだ指定管理で続けていかすのか、それとも宿泊施設等もできまして採算合わなくなったら、そこは前にも村長言っていましたように英断をもって判断をされるのか、その辺の確認をまずしたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長 長 会議の途中ですけれども、お諮りをさせていただきます。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎日程第32 議案第25号(続行)

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんのご指摘、1点目の住民とのかかわりで乖離あるのではないかと。私も昨年行政懇談会で説明に全部回ったわけですが、その部分については反省をしております。現在に至っても敷居が高いとか、よく中身が見えてこないということは、これは本当に責任を感じていますし、透明感を持って、どういうことをしているのかということも村民の皆様にご理解していただけるようにしっかりと取り組んでいかなければいけませんし、具体的に手だてを組んでいかなければならないと思います。ましてや、参加してもらおうということについて本当に具体的に、生徒でない人は参加できるのかというような部分もありますし、私は積極的に村の方たちにかかわってほしいですし、それが生徒であろうとなかろうと、今大型遊具のところたくさん来ていますし、その部分、また熱中、あるいはma・na・ca、そして私は本当に商店街というか、その部分で町の流れ、人の流れをつくりたいという思いがあるものですから、その部分しっかり取り組んでいきたいというふうに思います。ご指摘の点はごもっともだというふうに思います。

あと収支等々です。最大のネックは、皆さん方に最初にお話ししたときに私は頭を下げましたけれども、本当にその部分は責任を感じています。費用対効果とか、計画だけでは成り立っていかないということもありますし、むしろ今からいろんな施設が整って、本当に村のためになっていくということをしかりやっつけていかなければいけませんし、私は熱中開拓機構、あるいはあそこにかかわっている方々には、本当に自立するのだよと、そうしなければ、そのためにあと4年間ですか、交付税がされますけれども、それまでに何とか収支をしかり黒字といいますか、自立して運営できるように、うちの村単独ではできないこともありますけれども、連携をしてアイデアと知恵を出して、そしてやっぱり村の人たちの協力も得ながら、理解も得ながらしかりやっつけていきたいというふうに思っています。私は、最初に言ったように、収支が整わなければ、その時点でまたいろいろお話しさせてもらいますけれども、当初の気持ちとしては自立をさせるということについては変わりはありませんということであります。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 自立をさせるという村長の希望はわかるのですが、既に1年経過しております。この中で、1年だから全く自立に向けた努力はしていないと思うのですが、もし熱中機構で今1年たった中で自立に向けた収支、努力をしているのであれば、ここで紹介していただきたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今取り組んでおりますのは、通信販売の事業があります。それは、全国の熱中小学校でも取り組んでいるところございまして、そのシステムを使った中で更別の例えば生徒さんがつくった芋であったりといったものを販売して、少しずつではありますが、売り上げを上げているところでございます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長から言いましたけれども、ECサイトを全国で立ち上げております。今品物は芋しかないのですけれども、コロールという芋なのですけれども、それに従って、今はクレヨンとか、生徒さんが村の工房でパズルをつくったり、その販売に向けて今検討しているところでもありますし、他の部分でも今事業展開をしようとしているものがあります。その部分で、今の段階としてはそういうECサイトを立ち上げて販売をしていくということが第1段階として今しております。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今村長から答弁あったのですけれども、1年経過しましたよね、あと残すところ3年だと、そういうことでよろしいのですよね。自立に向けてこの事業をやっているということで、当初から村長の熱い気持ちは十分理解できるのですけれども、現実的にそれが自立本当にできるのかというのが私も心配ですし、それから住民も心配している。これが実態だと思うのです。そこで、私自立に向けてやっていただくということは当然のことだとは思いますが、ただそのやり方として自立が全てではないと私は思っているのです。ということは、要するに更別村にとってどれだけの貢献度があって、これから更別がどっちの方向向いていくかわからないのですけれども、熱中小学校を一つの中心としてということではなくて、熱中小学校をもってどのような形で進んでいくのかとか、そういうことが問われてくるのだらうと私は思っているのです。

ですから、自立に向けてやっていくのだという、その意気込みはわかるのですけれども、そこばかりいってしまうと、あと3年たったら自立できなかったときにはすぱっとやめてしまう。では、今まで熱中機構が更別にとってどれだけの貢献度があって、それから資本的には、金銭面ですよ、交付金はありましたかもしれませんが、やはり更別だって村としても出費しているわけだから、無駄な金使ってきたのかって問われてくる。したがって、自立に向けてやっていくことは十分結構なことなのですけれども、それ以上に今考えなければならないのは、どのようにして熱中機構を利用して更別がこれから発展していくのかということ考えるべきだと私は思っているのです。だから、ある意味ではその点は、私個人的な意見ですけれども、軌道修正もありなのかなというふうになんかちょっと思っているものですから、その辺村長の意見聞きたいと思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんのご指摘、熱中を核にしてどのような村づくりを進めていくかについて、その点がどういうふうなデザインをするのかというのが重要だと思います。かつ自立もしなければいけません。そして、今私の中では、後でまたご提案、後日させていただきますけれども、ご質問にもお答えしますけれども、CCRCとかブランディングとかいうことで村全体の活性化をいかにしていくかということに尽きるということを感じて

います。今1つの部分だけ押し上げるのではなくて、さまざまな総合的な部分一遍に少しずつ上げていくということが持続可能な村づくりに向けて大切だと思いますし、それについて具体的な手法は、やっぱりきちんと少しずつ、もちろん第6期の総合計画の着実な実行もありますけれども、その部分を含めてしっかりやっていかなければならないというふうに考えています。

そういう点でいうならば、最初に言いましたように、熱中は活性化の一翼を担う部分ということと、これだけではなくて、経済効果とか、活性化の部分はいろんな分野があるわけです。農業部門もありますし、商工業部門もありますし、そのことを全部ひっくるめて一つ一つ押し上げていくことが必要だと思います。織田議員さんご指摘の自立というのは、私は最初にお約束申し上げましたので、その辺の重責を担っているというか、責任を本当に全うしなければいけないという気持ちは今も変わりません。そのために働きかけもしていますし、自立というよりも、熱中小学校をここに誘致してというか、そういう形で本当によかったのだというふうに村民の方に思われるように頑張っていかなければいけないというふうに思っています。

そういうことで、今後とも皆様のご理解を得ながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第25号 更別村地域創造複合施設の指定管理者指定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第33 意見書案第1号

○議 長 日程第33、意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

7番、本多さん。

○7番本多議員 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか多岐にわたっており、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。2017年、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。各自治体において、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

したがって、国に対し行政サービスの質の確保、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下記のことを措置されるよう要望いたします。

別紙意見書を太田議員、高木議員、織田議員、上田議員、村瀬議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決をされました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 5時11分散会)